



2026 ~ 2027

# 年度計画書

国際ロータリー第 2780 地区第 6 グループ  
**厚木県央ロータリークラブ**

事務所 厚木商工会議所 厚木市栄町 1 - 16 - 15  
TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 - 222 - 5821

例会場 厚木アーバンホテル 厚木市中町 3 - 14 - 14  
TEL 046 - 222 - 3344 FAX 046 - 222 - 2223

例会日 毎週金曜日 12 時 30 分 ~ 13 時 30 分

ホームページ <https://www.ken-ou-rotary.gr.jp>  
メールアドレス info @ ken-ou-rotary.gr.jp

## 2026 - 2027 年度 厚木県央ロータリークラブ年度計画書

持続可能な  
インパクトを  
生み出そう

第 2780 地区ガバナー

**中込仁志**

( 鎌倉 RC )

事務局 〒 251 - 0055 藤沢市南藤沢 22 - 7 - 501  
(第一相澤ビル 5 階)

TEL 0466 - 25 - 8855 FAX 0466 - 25 - 8866

第 2780 地区第 6 グループガバナー補佐

**辻 啓明**

( 海老名櫛 )

事務局 〒 243 - 0432 海老名市中央 2 - 9 - 50  
(海老名プライムタワー 10F)

TEL 046 - 233 - 5122 FAX 046 - 233 - 3322

厚木県央ロータリー・クラブ会長

**能勢健一**

事務局 〒 243 - 0017 厚木市栄町 1 - 16 - 15  
(厚木商工会議所内)

TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 - 222 - 5821



### 厚木県央ロータリークラブ バナー

(デザイン：大矢鳳城初代会長)

右側ブルーの部分は相模川の清流や丹沢に  
ひろがる晴天を、左側シルバーの部分は人  
間の知と品性を、中心にある深紅の輪は禅  
語で言う圓相を二筆書きにし、その接点は  
人間の出逢いとふれあいを意図し、そこに  
集う情熱的な信頼関係を表現しています。



2026—2027 年度国際ロータリーテーマ	1
厚木県央ロータリークラブ バナー	2
目 次	3
国際ロータリー会長メッセージ	4
地区ガバナーメッセージ	5
ロータリーの目的、奉仕の理想	6
四つのテスト、ロータリーソング	7
第 2780 地区 第 6 グループ位置図	8
近隣クラブ例会一覧表	9
クラブ概況	12
年度別役員理事委員長名簿	14
年度別 2780 地区役員委員名簿	20
ロータリー世界平和フェローのカウンセラー	22
ロータリー財団寄付の認証	24
ロータリー米山記念奨学会特別寄付金の表彰	26
職業分類一覧表	28
会務分担表	30
会長方針	32
幹事計画	33
会場監督	34
クラブ会計	35
会員組織委員会	36
クラブ管理運営委員会	37
公共イメージ委員会	38
奉仕プロジェクト委員会	39
職業奉仕委員会	40
収支予算書	42
定 款	46
細 則	58
内 規	68
慶弔及び各種記念品規定	76
連続出席表彰規定	78
事務局利用規定	79
会員選挙の流れ	80
年間行事計画	82
会員名簿	88
新会員推薦書	98
理事会議案書	99

2026 - 2027 年度国際ロータリー会長

オラインカ H. ババロラ

(ナイジェリア・トランス・アマディ)



## インパクトある活動と「世界をオープンに受け入れる」ことを国際ロータリー会長エレクトが強調

1月12日、米国フロリダ州オーランドで開催中の国際協議会でオラインカ H. ババロラ国際ロータリー会長エレクトが講演し、クラブでの歓迎的な環境づくり、意義あるプロジェクトの実施、人生を変えるようなロータリーでの体験を通じて、「持続可能なインパクトを生み出そう」と呼びかけました。

「ロータリーは私たちを変えました。私たちという人間を形づくり、より良い人間にしてくれたのです。私たちは“世界を変える”ことをよく話題にします。ポリオ根絶や平和構築について語ります。しかし、ロータリーが自分自身をどう変えたかについては、あまり考えません」

ナイジェリアのトランス・アマディ・ロータリークラブの会員であるババロラ氏は、十代のときにローターアクトクラブで活動したことが、恵まれた環境で育ったことによる狭い視野から抜け出し、より広い世界を見るきっかけになったと語りました。その気づきは、地域社会の人びとに読み書きを教える活動など、クラブが生み出したインパクトを目のあたりにしたことでもたらされました。

「ロータリー会員である私たちは、より良い未来というビジョンを共有しています」とババロラ氏。「そのビジョンを現実にするには、自身の内なる変化を意識し、解き放たなければなりません。成果だけでなく、インパクトを重視すべきです」

変化とインパクトは同じではない、と述べた上で、ババロラ氏はこう続けました。「変化は始めに過ぎません。インパクトこそが永続するのです」

### インパクトを理解する

ババロラ氏は、南アフリカ・ナイズナでの幼児教育の拡充や、ナイジェリアでの妊産婦ケアの改善など、ロータリー会員がインパクトを生み出していると述べました。ナイズナ・ロータリークラブは、地域の女性たちが幼児教育センターを開設・運営できるよう支援しました。

「このプロジェクトは何千もの子どもと家庭に恩恵をもたらし、今後何世代にもわたって教育を提供し続けるでしょう」とババロラ氏。「このインパクトを世界のほかの地域でも再現できれば、地域社会から信頼と評価を得ることができます。そして、より多くの地域社会がロータリーを信頼すれば、入会したいという人が増えます」

また、「ナイジェリアにおける健康な家族のため

の協力」の幅広いインパクトにも触れました。妊産婦と新生児の死亡率を減らすこのイニシアチブは、2022年に200万米ドルの大規模プログラム補助金を受領しました。

ババロラ氏はこう説明します。「ロータリーが介入する前は、多くの女性が妊婦健診を避けていました。しかし、健診は母子ともに安全な出産に欠かせません。ロータリーの支援により、妊婦が健診に通うシステムが整い、地域社会からの協力も得られました。受診率がアップし、死亡率が下がりました。このプロジェクトは今後数十年にわたり、ナイジェリア全土で命を救い続けるでしょう」

### より歓迎的な姿勢を

クラブの新しい入会者に対してよりオープンに歓迎するよう呼びかけたババロラ氏は、ローターアクト時代にロータリークラブに入りたいと思ったものの、クラブ会長から冷たい対応を受けた自身の経験について語りました。

「彼（クラブ会長）はこう言いました。“何という厚かましきだ！ただ入会できるわけがないだろう。招待が必要だ”、と」とババロラ氏は振り返ります。「そこであきらめることもできましたが、私はこう言い返しました。“子どもが親の家に入るのに招待が必要だとは知りませんでした”」

当時と比べれば良くなったものの、まだ十分ではないとババロラ氏。一部のクラブは世界をオープンに受け入れるどころか、閉ざされたままであり、若い人たちが尊重されず、考えや背景が異なる人が歓迎されないこともあると述べ、人びとをよりよく受け入れるにはどうしたらよいかを考えるよう促しました。

「例会や奉仕プロジェクトでの皆さんの態度ひとつで、誰かのロータリーのストーリーが始まるかもしれないし、終わるかもしれないのです」

さらに、自身の変化を促すもう一つの方法は、自分のベストを超えることだと述べました。過去の募金活動やプロジェクト、会員増強の成功を振り返り、それを越えるべくさらに挑戦するよう地区リーダーに呼びかけました。

「自分を変えられれば、クラブと地区を変えられます。地区を変えられれば、地域社会を変えられます。そして、地域社会を変えられれば、世界で、地域社会で、自分自身の中で、持続可能なインパクトを生み出すことができるのです」

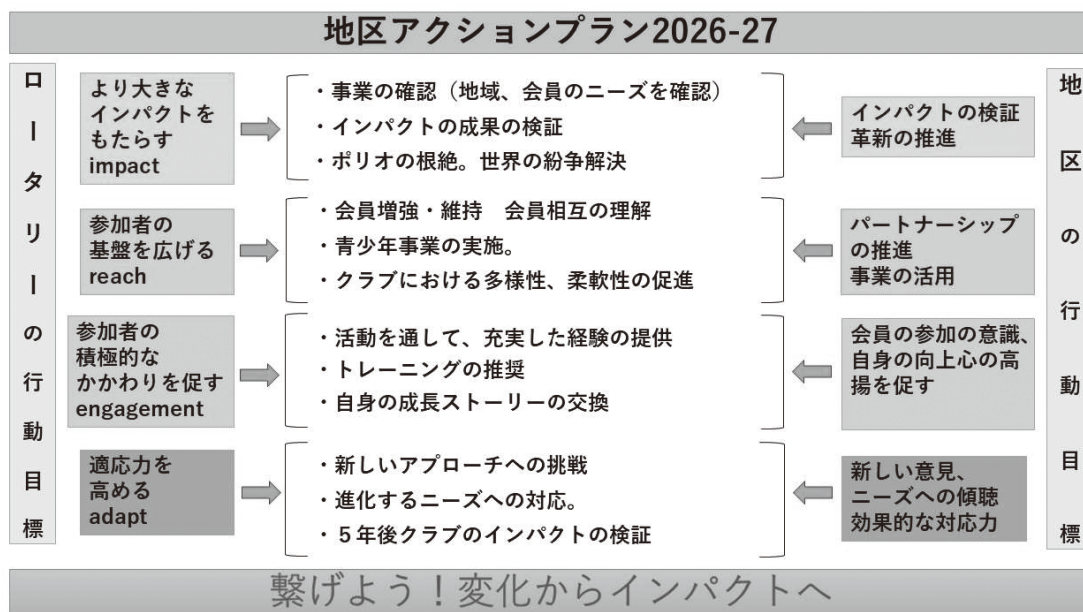


国際ロータリー第 2780 地区ガバナー

中込 仁志 (鎌倉 RC)

2026-27 年度 RID2780 地区ビジョン並びに地区目標

オンラインカ・H・ババロラ会長からのメッセージは、「持続可能なインパクト生み出そう」です。  
 クラブ、会員が多様性を認識し、柔軟な対応力をより一層発揮し、たくさんの新しい仲間を増やす為に門戸を開き、多くの理解を得るために地域社会、会員の現況を見直し、積極的に変化をして行こうと言う内容です。  
 当地区は、一人でも多くの仲間を増やすこと、種々寄付への理解を深めることは勿論、様々な変化に対応し、意義ある良い変化を生み出すために「繋げよう！変化からインパクトへ」というビジョンのもと、皆様と有意義な1年を歩みたいと考えます。



【数値目標】

会員増強 As Many As Possible(AMAP)

本年度は一人でも多くの方がロータリーに共感し楽しめるようにクラブ会長を中心としたクラブ会員の皆様と一体となって活動してまいります。

寄付(喜捨) 世界や地域の支援、青少年育成の貴重な財源となります

- ・ R 財団 年次基金：お一人 200 \$ 以上
- ポリオプラス：お一人 40 \$ 以上
- 恒久基金：地区で100,000 \$ 以上(ベネファクター)  
 　　(PHS、PPS への参加推進)
- ・ 米山奨学金：お一人20,000 円以上

## ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

---

### 奉仕の理想

---

他人への思いやりは奉仕の基本である。

他人への援助はその表現である。

相共に、かかる行為は奉仕の理想を構成する。

奉仕の理想は、クラブ、職業、社会及び国際奉仕を通じて、ロータリークラブ及びロータリアンの活動において例証されるのである。

---

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

入りて学び、出でて奉仕せよ。

## ロータリーソング

<奉仕の理想>

奉仕の理想に 集いし友よ  
御国に捧げん 我等の生業  
望むは世界の 久遠の平和  
めぐる歯車 いや輝きて  
永久に栄えよ 我等のロータリー

<それだからこそロータリー>

どこで会っても やあと言おうよ  
見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ  
遠い時にゃ 手を振り合おうよ  
それだからこそ ローローロータリー



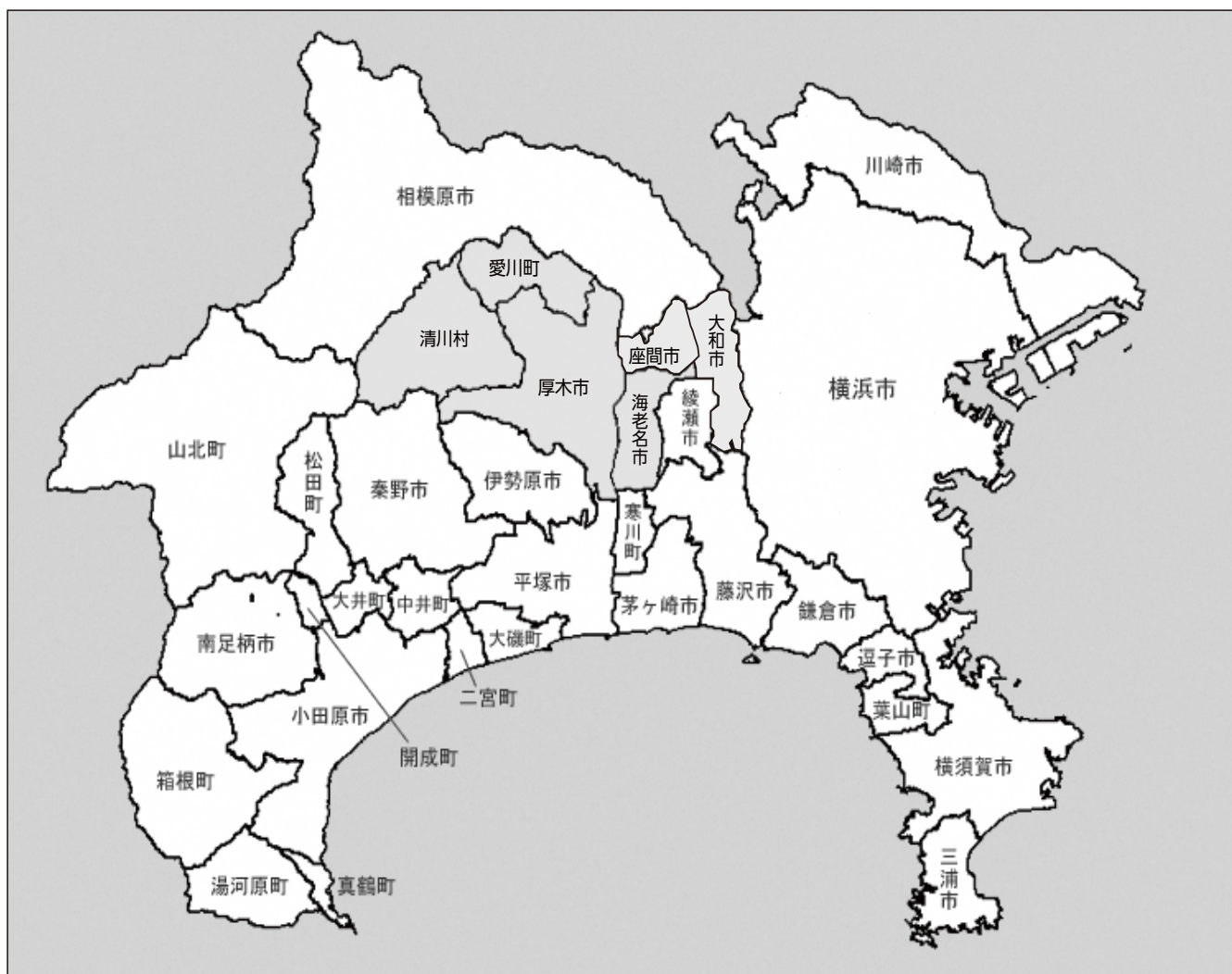
<我等の生業>

我等の生業 さまざまなれど  
集いて図る 心は一つ  
求むるところは 平和親睦  
力むるところは 向上奉仕  
おおロータリアン 我等の集い

<手に手つないで>

手に手つないで つくる友の輪  
輪に輪つないで つくる友垣  
手に手 輪に輪 ひろがれまわれ  
ひとつ心に おおロータリアン  
おおロータリアン

## 第 2780 地区 第 6 グループ位置図



## 第 2780 地区 第 6 グループ

厚 木 R C  
 大 和 R C  
 座 間 R C  
 大 和 中 RC  
 厚 木 中 RC  
 大 和 田 園 RC  
 海 老 名 RC  
 海 老 名 櫛 RC  
 厚 木 県 央 RC  
 本 厚 木 RC

## 近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

### 第1グループ

横 須 賀	金	12:30	横須賀商工会議所 3F	046-827-8777	046-827-8737
横 須 賀 北	火	12:30	かながわ信用金庫追浜支店 3F	046-866-1801	046-866-1801
三 浦	木	12:30	三浦商工会議所 4F	046-881-5111	046-881-3346
横 須 賀 西	木	12:30	かながわ信用金庫栄町支店 2F	080-8833-7474	050-3164-9374
横 須 賀 南 西	月	12:30	湘南信用金庫北久里浜支店 2F	046-837-1211	046-837-1211

### 第2グループ

鎌 倉	火	12:30	鎌倉プリンスホテルバンケットホール七里ヶ浜	0467-39-5805	0467-39-5988
逗 子	木	12:30	カンティーナ	046-873-0226	046-873-0226
鎌 倉 大 船	木	12:30	日向ビル 4F 会議室	0467-47-3233	0467-47-3233
葉 山	水	12:30	スケープス ザ スイート	046-875-2810	046-875-0399
鎌 倉 中 央	月	12:30	銀座アスター鎌倉賓館 2F	メールのみ	

### 第3グループ

藤 沢	水	12:30	湘南鎌倉クリスタルホテル	0466-25-4000	0466-26-9292
藤 沢 西	木	12:30	プラスガード	0466-36-2301	0466-36-2301
藤 沢 東	火	12:30	湘南鎌倉クリスタルホテル	0466-41-9191	0466-41-9192
藤 沢 北 西	木	12:30	割烹 かわはら	0466-44-7902	0466-47-6575
藤 沢 南	月	12:30	隠れ里 車屋	0466 -34 -8949	0466 -34 -8949
ふじさわ湘南	月	19:00	湘南鎌倉クリスタルホテル	080-7194-7169	0466-47-0334
かながわ湘南	金/土	19:30	第一相澤ビル 8F	090-1669-4026	
イノベーション ゲートウェイ湘南	土/火		湘南ヘルスイノベーションパーク	070-3979-4994	
かながわ DE I	金		真鶴地域センター / 第一相澤ビル	0465-62-2243	0465-46-7828

## 近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

### 第4グループ

茅ヶ崎	木	12:30	コルティール茅ヶ崎	0467-83-6060	0467-83-9915
寒川	月	18:30	寒川神社参集殿	0467-73-0046	0467-74-0027
綾瀬	火	12:30	綾瀬市商工会館 2F	0467-76-6000	0467-76-6055
茅ヶ崎湘南	水	12:30	茅ヶ崎商工会議所 4F	0467-57-5770	0467-57-5771
茅ヶ崎中央	火	18:30	RUAN HALL	0467-58-1905	0467-58-1906
綾瀬春日	水	12:30	笠間第一ビル 3F	0467-70-6100	0467-70-8311

### 第5グループ

相模原	木	12:30	相模原市立産業会館 4階	042-753-2020	042-753-2642
相模原グリーン	金	12:30	中国名菜敦煌	042-714-1111	042-714-1111
津久井中央	木	12:30	津久井商工会館 2F	042-780-0201	042-850-4830
相模原橋本	木	12:30	HK ラウンジ	042-772-8410	042-772-8415
相模原ニューシティ	木	12:30	相模原法人会館	042-704-9601	042-704-9670
相模原おださが	木	12:30	旬薫三うら	090-6522-4259	

### 第6グループ

厚木	火	12:30	厚木商工会議所 5F 「大会議室」	046-222-5811	046-222-5821
大和	火	12:30	北京飯店 4F	046-263-7926	046-264-2277
座間	水	12:30	鈴鹿明神社参集殿	046-256-6080	046-252-7272
大和中	木	12:30	きらぼし銀行大和支店 4F 会議室	046-262-1717	046-262-1818
厚木中	水	12:30	厚木アーバンホテル	046-222-5811	046-222-5821
大和田園	金	12:30	北京飯店 4F	046-215-1855	046-408-1535
海老名	月	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
海老名櫛	木	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
本厚木	木	18:30	レンブラントホテル厚木	046-222-5811	046-222-5821

### 第7グループ

秦野	火	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊勢原	水	12:30	天(てん)	0463-92-5777	0463-95-5313
秦野中	金	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊勢原中央	月	12:30	料亭「こみや」	090-2163-2586	0463-95-5313
秦野名水	木	12:30	ミッシェル	090-2163-2586	046-222-7125
伊勢原平成	火	12:30	伊勢原大神宮参集所	070-1535-0066	0463-95-5313

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

### 第8グループ

平 塚	木	12:30	(株) グランドホテル神奈中平塚	0463-23-5955	0463-23-5954
大 磯	木	12:30	大磯プリンスホテル	090-5777-4819	0463-36-2255
平 塚 北	火	12:30	レストラン「大原」	0463-30-6336	0463-30-6616
二 宮	金	12:30	(株) カトー二宮営業所	0463-72-2823	0463-72-6059
平 塚 西	水	12:30	カルチャー BONDS 平塚 4F	0463-33-1475	0463-33-8676
平 塚 湘 南	金	12:30	ホテルサンライフガーデン	0463-51-4870	0463-51-4840

### 第9グループ

小 田 原	月	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
湯 河 原	金	12:30	ニューウエルシティー湯河原	0465-64-1234	0465-63-1716
箱 根	火	12:30	宮ノ下富士屋ホテル	0460-82-5533	0460-82-5534
小 田 原 北	水	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 城 北	火	12:30	小田原卸商業団地組合内	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 中	木	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
足 柄	金	12:30	おんり〜ゆ〜	0465-44-4240	0465-44-4241

### 第10グループ

相 模 原 南	火	12:30	レンブラントホテル東京町田	042-746-4108	042-746-5106
相 模 原 中	火	12:30	中国名菜 敦 煌	042-758-5750	042-758-1605
相 模 原 西	水	12:30	小田急センチュリー相模大野 8F	042-748-7624	042-705-6624
相 模 原 東	月	12:30	相模原市民会館 4F 「けやきの間」	042-730-5288	042-730-5587
相 模 原 柴 胡	月	12:30	相模原市民会館 4F	042-758-5750	042-758-1605
相 模 原かめりあ	水	12:30	小田急センチュリー相模大野 8F	042-705-6969	042-705-6996

### ローターアクトクラブほか

横須賀 RAC	水		横須賀産業交流プラザ		
鎌倉 RAC			鎌倉生涯学習センター		
藤沢南ディスカバー ロータリー衛星	月		湘南 MK ホール	090-3505-3530	0466-24-7499
相模原 RAC			相模原産業会館		
厚木中 RAC			あつぎ市民交流プラザ		
小田原城北 RAC			小田原市民交流センター UMECO		

# クラブ概況

## 1. 創立及び沿革

創 立	…	1998年4月24日
R I 認 証	…	1998年4月30日
創 立 メ ン バ ー	…	31名
認 証 状 伝 達 式	…	1998年11月1日
スポンサークラブ	…	厚木中ロータリークラブ
特 別 代 表	…	石川 範義
創立時ガバナー	…	小山 計玄
第 一 回 例 会	…	1998年5月1日
同 例 会 場	…	厚木アーバンホテル 2階

## 2. 友好クラブ

山口県央ロータリークラブ (2023-2024年度 友好クラブ締結)

## 3. 会員構成 (2026年7月1日現在)

会員数 正会員 34名

(厚木:28名 海老名:1名 清川:2名 愛川町:1名 座間:1名 東京:1名)

平均年齢 … 63.18才

職業分類一覧表…28ページ参照 会員名簿…88ページ参照

## 4. 役員・理事・委員会の構成 30ページ参照

## 5. 地区役員・委員委嘱

ガバナー	中込仁志
ガバナー補佐	辻 啓明

## 6. 会計

会費	・年会費 280,000円 (会費納入 7月:140,000円 1月:140,000円)
	・入会金 50,000円 ・ビジター会費 3,000円

# クラブ概況

経年	会 長	幹 事	ガバナー	分区代理/ガバナー補佐	公式訪問日
創立	大矢鳳城	北村正敏	小山計玄	山下恵代	
1年	大矢鳳城	北村正敏	後藤忠雄	道岸唯一	H10年11月13日
2年	吉村保典	岡見 健	中山達二郎	加藤一郎	H11年10月1日
3年	内田徳孝	春日清則	小沢一彦	笠松歳雄	H12年8月4日
4年	和田ヒロ子	菅沼浩一	竹内万也	辻 國明	H13年9月14日
5年	阿部 洋	山本善一	鹿島直麿	山本淳一	H14年7月26日
6年	遠藤正一	斎藤悦史	中西 功	奥岨宏一	H15年10月3日
7年	村松訓子	土屋義行	松宮 剛	山際正道	H16年9月24日
8年	大矢辰典	田口幸一	仲田昌弘	塩塚幸彦	H17年11月4日
9年	石射忠夫	野上 元	西田 隆	後藤定毅	H18年 8月4日
10年	北村正敏	菅沼浩一	小佐野圭三	吉岡 敏	H19年8月10日
11年	森 正章	井 寛明	山路裕昭	金 知出	H20年11月28日
12年	土屋義行	石井麗子	奥津光弘	高橋 晃	H21年9月25日
13年	足立 進	佐野達義	後藤定毅	佐々木辰郎	H22年10月22日
14年	山田幹男	高澤孝一	森 洋	菊池孝夫	H23年9月16日
15年	石井 卓	八木 靖	菅原光志	壽永純昭	H24年9月16日
16年	村松マユミ	北村正敏	相澤光春	佐々木和夫	H25年9月27日
17年	岡見 健	新川 勉	渡辺治夫	磯部芳彦	H26年 9月5日
18年	春日清則	佐藤拓也	田中賢三	志村 昌	H27年 9月4日
19年	神崎 進	高畑幸夫	佐野英之	石井 卓	H28年10月7日
20年	葛籠貫京子	土屋義行	大谷新一郎	加藤伸一	H29年9月29日
21年	立脇孝二	霜島秀和	脇 洋一郎	中野正義	H30年9月28日
22年	井 寛明	川名貴之	杉岡芳樹	保田嘉雄	R1年9月6日
23年	高畑幸夫	能勢健一	久保田英男	辻 彰彦	R2年10月9日
24年	和田貴樹	松本 豊	田島 透	常磐重雄	R3年8月27日
25年	新川 勉	佐藤新也	佐藤祐一郎	富岡弘文	R4年7月22日
26年	松本 豊	森 志朗	田島敏久	小松正道	R5年8月4日
27年	関原敏文	難波真奈美	佐々木辰郎	鈴木義隆	R6年8月30日
28年	山口昌興	佐藤新也	松下 孝	松本 豊	R8年1月30日
29年	能勢健一	今井美咲	中込仁志	辻 啓明	R8年8月28日

# 年度別役員理事委員長名簿 (創立～9年度)

		創立～1999	1999～2000	2000～2001
役員	会長	大矢鳳城	吉村保典	内田徳孝
	副会長	和田ヒロ子	村松訓子	遠藤正一
	会長エレクト	吉村保典	内田徳孝	和田ヒロ子
	幹事	北村正敏	岡見 健	春日清則
	会計	春日清則	石井 卓	井上房枝
	SAA	大川 隆	野上 元	森 正章
細則規定理事	直前会長		大矢鳳城	吉村保典
当選理事	親睦スマイル担当			
	親睦担当	阿部 洋	馬場義教	横山 毅
	職業奉仕担当	土屋義行	阿部 洋	石射忠夫
	社会奉仕担当	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	新世代奉仕担当			花上 滋
	青少年担当	菅沼浩一	斎藤悦史	
	国際奉仕担当	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
クラブ奉仕部門	クラブ奉仕委員長			
	規定委員長			
	ロータリー情報委員長	安村朝淑	大矢鳳城	吉村保典
	親睦・スマイル委員長			
	会員増強委員長	石射忠夫	山本善一	野上 元
	プログラム・出席委員長			
	出席・スマイル委員長			
	親睦委員長	阿部 洋	石射忠夫	横山 毅
	プログラム委員長	岡見 健	北村正敏	岡見 健
	プログラム・会員増強委員長			
	スマイル委員長		大橋行昌	北村正敏
	出席委員長	村松訓子	菅沼浩一	石井 卓
	職業分類委員長	山本善一	大川 隆	大矢辰典
	会員選考委員長	内田徳孝	安村朝淑	山縣泰造
	インターネット委員長			阿部 洋
	広報・会報委員長			菅沼浩一
	雑誌・年史編纂委員長			井上法永
	クラブ会報委員長		田村勝一	
	年史編纂委員長		村松訓子	
	広報委員長	遠藤正一	田口幸一	
	雑誌委員長	山田幹男	村松マユミ	
	会報・年史編纂委員長	堀江スミ子		
	職業奉仕部門	職業奉仕委員長	土屋義行	阿部 洋
社会奉仕部門	社会奉仕委員長	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	環境保全委員長		山田幹男	
新世代奉仕部門	新世代委員長			花上 滋
	青少年委員長	菅沼浩一	斎藤悦史	
国際奉仕部門	国際奉仕委員長	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
	ロータリー財団委員長	山縣泰造	和田ヒロ子	村松訓子
	米山奨学金委員長	田口幸一	土屋義行	大川 隆
	世界社会奉仕委員長		難波勝文	
特別任務	副幹事	岡見 健	春日清則	菅沼浩一
	副会計	望木光広	足立 進	加藤進一郎
	副 SAA	田口幸一	井上房枝	土屋義行
				村松マユミ
	チャーターナイト実行委員長	吉村保典		
	5周年記念事業実行委員長			
	ローターアクト調査研究会リーダー			
10周年準備特別委員長				

2001～2002	2002～2003	2003～2004	2004～2005	2005～2006	2006～2007
和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典	石射忠夫
岡見 健	北村正敏	大矢辰典	石射忠夫	石井 卓	井上法永
阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典	石射忠夫	北村正敏
菅沼浩一	山本善一	斎藤悦史	土屋義行	田口幸一	野上 元
馬場義教	森 正章	新川 勉	新川 勉	安藤裕里	新川 勉
足立 進	大矢鳳城	吉村保典	内田徳孝	遠藤正一	阿部 洋
内田徳孝	和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典
				北村正敏	土屋義行
北村正敏	加藤進一郎	足立 進	菅沼浩一		
村松マユミ	村松訓子	森 正章	霜島 篤	菅沼浩一	村松マユミ
土屋義行	大川 隆	大川 隆	井上法永	吉村保典	山本善一
田村勝一	野上 元	浜田勝昭	野上 元	山田幹男	花上 滋
大矢辰典	井上法永	春日清則	岡見 健	浜田勝昭	森 正章
	北村正敏	大矢辰典	石射忠夫	石井 卓	井上法永
					阿部 洋
内田徳孝	吉村保典	内田徳孝	和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一
				北村正敏	土屋義行
吉村保典			安藤裕里	山本善一	吉村保典
				土屋義行	田口幸一
			春日清則		
北村正敏	加藤進一郎	足立 進	菅沼浩一		
春日清則			斎藤悦史		
	菅沼浩一	山本善一			
遠藤正一					
大川 隆					
石射忠夫					
田口幸一					
大橋行昌					
山本善一					
井上法永					
村松マユミ	村松訓子	森 正章	霜島 篤	菅沼浩一	村松マユミ
土屋義行	大川 隆	大川 隆	井上法永	吉村保典	山本善一
田村勝一	野上 元	浜田勝昭	野上 元	山田幹男	花上 滋
大矢辰典	井上法永	春日清則	岡見 健	浜田勝昭	森 正章
石井 卓					
加藤進一郎					
山本善一	加藤進一郎 霜島秀和	土屋義行	田口幸一	野上 元	菅沼浩一
山縣泰造	春日清則	村松マユミ	花上 滋	新川 勉	斎藤悦史
斎藤悦史 春日清則 村松訓子	石井 卓	菅沼浩一 橘川宏明	北村正敏 森 正章 村松マユミ	足立 進 浜田勝昭	岡見 健 石井 卓
		遠藤正一			
				野上 元	
					吉村保典

# 年度別役員理事委員長名簿 (創立 10 年度～ 19 年度)

		2007～2008	2008～2009	2009～2010
役員	会長	北村正敏	森 正章	土屋義行
	副会長	神崎英男	松井郁夫	阿部 洋
	会長エレクト	森 正章	土屋義行	足立 進
	幹事	菅沼浩一	井 寛明	石井麗子
	会計	春日清則	安藤裕里	岩堀美子
	SAA	和田ヒロ子	大矢辰典	石射忠夫
	直前会長	石射忠夫	北村正敏	森 正章
当選理事	会員組織委員会担当	神崎英男	石黒亮爾	守屋孝則
	公共イメージ(クラブ広報)委員会担当	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	クラブ管理運営委員会担当	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	奉仕プロジェクト委員会担当	田口幸一	野上 元	田口幸一
	職業奉仕委員会担当	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
会員組織委員会	委員長	斎藤悦史	石黒亮爾	守屋孝則
	副委員長	山田幹男	武藤元秀	武藤元秀
公共イメージ(クラブ広報)委員会	委員長	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	副委員長	石井 卓	田口幸一	青梅 厚
クラブ管理運営委員会	委員長	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	副委員長	立脇孝二	高澤孝一	井寛明・上野容子
奉仕プロジェクト委員会	委員長	田口幸一	野上 元	田口幸一
	副委員長	岩堀美子	花上 滋	八木 靖
職業奉仕委員会	委員長	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
	副委員長	春日清則	北村正敏	立脇孝二
特別任務	第一副幹事	井 寛明	石井麗子	佐野達義
	第二副幹事	大矢辰典	田口幸一	
	副会計	橋川宏明	新川 勉	新川 勉
	スマイル会計	立脇孝二	山田幹男	
	副 SAA	村松マユミ	遠藤正一	高澤孝一
		岩堀美子	菅沼浩一 土屋義行	上野容子
	周年特別委員長	石黒亮爾 (10 周年)		
	IM 実行委員長			
	特別委員長			
長期ビジョン検討委員会				

2010～2011	2012～13	2012～13	2013～14	2014～15	2015～16	2016～17
足立進	山田幹男	石井卓	村松マユミ	岡見健	春日清則	神崎進
岡見健	森正章	田口幸一	守屋孝則	吉川昭	井寛明	土屋義行
山田幹男	石井卓	村松マユミ	岡見健	春日清則	神崎進	葛籠貫京子
佐野達義	高澤孝一	八木靖	北村正敏	新川勉	佐藤拓也	高畑幸夫
新川勉	新川勉	石井麗子	石井麗子	石井麗子	新川勉	新川勉
田村勝一	葛籠貫京子	北村正敏	関原敏文	神崎進	土屋義行	村松マユミ
土屋義行	足立進	山田幹男	石井卓	村松マユミ	岡見健	春日清則
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本豊
八木靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	佐野達義	石井麗子	田羅間寿美子
吉村保典	井寛明	立脇孝二	八木靖	高澤孝一	高畑幸夫	白井欽一
花上滋	高畑幸夫	神崎進	野中一秀	花上滋	山口昌興	関原敏文
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本豊
柿岡守一	岩堀美子	関原敏文	田口幸一	野中一秀	守屋孝則	柿岡守一
八木靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	佐野達義	石井麗子	田羅間寿美子
高澤孝一	土屋義行	守屋孝則	足立進	和田貴樹	武藤元秀	難波真奈美
吉村保典	井寛明	立脇孝二	八木靖	高澤孝一	高畑幸夫	白井欽一
阿部洋・高畑幸夫	松井郁夫	白井欽一	立脇孝二	井寛明	八木靖	井寛明
花上滋	高畑幸夫	神崎進	野中一秀	花上滋	山口昌興	関原敏文
箕浦宏彦	井上良一	高畑幸夫	花上滋	高畑幸夫	花上滋	和田貴樹
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
森正章	田口幸一	井上良一	岸野義人	葛籠貫京子	三竹厚行	井上良一
高澤孝一	八木靖	北村正敏	新川勉	佐藤拓也	神崎進	山口昌興
			佐藤拓也			
					石井麗子	佐野達義
石黒亮爾 土屋義行	和田ヒロ子 村松マユミ 岩堀美子	石黒亮爾	吉川昭	石黒亮爾	柿岡守一	立脇孝二
		田口幸一(15)				
			神崎進(特別)	川名宣之(活性化)		
			川井茂	川井茂		
			委員長		北村正敏	岡見健
	クラブ活性化戦略室		副委員長			北村正敏

# 年度別役員理事委員長名簿 (創立 20 年度～ 26 年度)

		2017～18	2018～19	2019～20	2020～21
役員	会長	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫
	副会長	岡見 健	北村正敏	森 正章	神崎 進
	会長エレクト	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫	和田貴樹
	幹事	土屋義行	霜島秀和	川名貴之	能勢健一
	会計	新川 勉	新川 勉	新川 勉	新川 勉
	SAA	佐藤拓也	松本 豊	難波真奈美	佐藤新也
	直前会長	神崎 進	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明
当選理事	会員組織委員会担当	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	公共イメージ(クラブ広報)委員会担当	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	クラブ管理運営委員会担当	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	奉仕プロジェクト委員会担当	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	職業奉仕委員会担当	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
会員組織委員会	委員長	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	副委員長	守屋孝則	守屋孝則	平良修一	伊藤 一
公共イメージ(クラブ広報)委員会	委員長	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	副委員長	田羅間寿美子	伊藤 一	田口幸一	川名貴之
クラブ管理運営委員会	委員長	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	副委員長	岸野義人	川名貴之	荻野洋一	荻野洋一
奉仕プロジェクト委員会	委員長	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	副委員長	高澤孝一	足立 進	関原敏文	松澤修身
職業奉仕委員会	委員長	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
	副委員長	関原敏文	春日清則	春日清則	春日清則
特別任務	第一副幹事	霜島秀和	川名貴之	能勢健一	松本 豊
	第二副幹事			森 志朗	新川 勉
	副会計				
	スマイル会計				
	副 SAA	井上良一	田羅間寿美子	立脇孝二 井上良一	森 正章 井上良一
	周年特別委員長	岡見 健 (20)			
	IM 実行委員長		北村正敏		
	特別委員長				
	長期ビジョン検討委員会				
	地区研修ラーニング協議会実行委員長				
クラブ活性化戦略室	委員長	立脇孝二	神崎 進		
	副委員長	岡見 健	春日清則		

2021～22	2022～23	2023～24	2024～25	2025～26	2026～27
和田貴樹	新川 勉	松本 豊	関原敏文	山口昌興	能勢健一
北村正敏	立脇孝二	和田貴樹	田口幸一	土屋義行	和田貴樹
新川 勉	松本 豊	関原敏文	山口昌興	能勢健一	白井欽一
松本 豊	佐藤新也	森 志朗	難波真奈美	佐藤新也	今井美咲
森 志朗	関原敏文	北村正敏	高畑幸夫	松本 豊	新川 勉
井 寛明	高畑幸夫	松澤修身	北村正敏	新川 勉	土屋義行
高畑幸夫	和田貴樹	新川 勉	松本 豊	関原敏文	山口昌興
守屋孝則	伊藤 一	遠藤典孝	森 志朗	荻野洋一	佐藤新也
伊藤 一	松澤修身	今井美咲	東 三枝子	今井美咲	松澤修身
荻野洋一	能勢健一	荻野洋一	能勢健一	森 志朗	遠藤典孝
山口昌興	森 志朗	井 寛明	白井欽一	井 寛明	松本 豊
春日清則	土屋義行	岸野義人	岸野義人	川名貴之	井 寛明
守屋孝則	伊藤 一	遠藤典孝	森 志朗	荻野洋一	佐藤新也
森 志朗	山口昌興	佐藤新也	遠藤典孝	守屋孝則	関野耕正
伊藤 一	松澤修身	今井美咲	東三枝子	今井美咲	松澤修身
佐藤新也	春日清則	伊藤 一	松澤修身	遠藤典孝	川名貴之
荻野洋一	能勢健一	荻野洋一	能勢健一	森 志朗	遠藤典孝
能勢健一	遠藤典孝	能勢健一	荻野洋一	田口幸一	森 志朗
山口昌興	森 志朗	井 寛明	白井欽一	井 寛明	松本 豊
川名貴之	川名貴之	高畑幸夫	井 寛明	白井欽一	春日清則
春日清則	土屋義行	岸野義人	岸野義人	川名貴之	井 寛明
立脇孝二	佐藤拓也	播磨誠司	新川 勉	和田貴樹	新川 勉
佐藤新也	森 志朗	難波真奈美	佐藤新也	遠藤典孝	森 志朗
	岸野義人				
		新川 勉	新川 勉	新川 勉	
			井 寛明		
松澤修身 森 正章	井 寛明 関原敏文	能勢健一 佐藤新也 伊藤 一	遠藤典孝 川名貴之 荻野洋一	北村正敏	川名貴之
			松本 豊		



## 年度別 2780 地区役員・委員 名簿

2001～02	2002～03	2003～04	2004～05	2005～06	2006～07
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
竹内万也	鹿島直磨	中西 功	松宮 剛	仲田昌弘	西田 隆
阿部 洋	和田ヒロ子	阿部 洋	大矢鳳城	村松訓子	阿部 洋
IT 委員	インターアクト委員	IT 委員	世界社会奉仕 (WCS) 委員長	米山奨学金増進委員	IT 委員
			阿部 洋		村松マユミ
			米山学友委員		財団奨学金・財団学友委員
			遠藤正一		大矢辰典
			広報委員		ライラ委員
2007～08	2008～09	2009～10	2010～11	2011～12	2012～13
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
小佐野圭三	山地裕昭	奥津光弘	後藤定毅	森 洋	菅原光志
大矢鳳城	石射忠夫	森 正章	大矢鳳城	足立 進	山田幹男
雑誌委員	財団増進委員	職業奉仕委員	地区副幹事	社会奉仕委員	財団奨学金・財団学友委員
大矢鳳城	石射忠夫	森 正章	大矢鳳城	足立 進	山田幹男
雑誌委員	財団増進委員	職業奉仕委員	地区副幹事	社会奉仕委員	財団奨学金・財団学友委員
石射忠夫			石井 卓		関原敏文
財団増進委員			雑誌委員		会員増強維持委員
			春日清則		
			財団増進委員		
			春日清則		
			財団増進委員		
			土屋義行		
			青少年交換委員		
2013～14	2014～15	2015～16	2016～17	2017～18	2018～19
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
相澤光春	渡辺治夫	田中賢三	佐野英之	大谷新一郎	脇 洋一郎
山田幹男	村松マユミ	岡見 健	石井 卓	石井 卓	神崎 進
財団奨学金・財団学友委員	財団奨学金・財団学友委員	財団増進委員	アシスタントガバナー	補助金関連委員	補助金関連委員
		佐野達義	岡見 健	村松マユミ	石井 卓
		青少年交換委員	財団増進委員	会員増強維持委員	社会奉仕委員
			石井 卓	石井 卓	難波真奈美
			国際奉仕・大会委員	国際奉仕・大会委員	公共イメージ委員
			春日清則	春日清則	
			公共イメージ委員	公共イメージ委員	

2019～20	2020～21	2021～22	2022～23	2023～24	2024～25
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
杉岡芳樹	久保田英男	田島 透	佐藤祐一郎	田島 敏久	佐々木辰郎
石井 卓	石井 卓	石井 卓	石井 卓	能勢健一	春日清則
社会奉仕委員長	地区奉仕委員長	地区研修委員	地区研修委員	地区クラブ管理運営副委員長	地区副幹事
立脇孝二	難波真奈美	高畑幸夫	能勢健一	石井 卓	能勢健一
国際奉仕委員	公共イメージ副委員長	地区ホームページ委員	地区クラブ管理運営委員	地区研修委員	地区クラブ管理運営副委員長
難波真奈美		難波真奈美	難波真奈美		
公共イメージ委員		地区クラブ管理運営副委員長	公共イメージ委員		
		能勢健一	和田貴樹		
		デジタル化推進委員	社会・国際奉仕委員		
		新川 勉			
		ポリオプラス委員			
2025～26	2026～27				
地区ガバナー	地区ガバナー				
松下 孝	中込仁志				
松本 豊	川名貴之				
アシスタントガバナー	公共イメージ・HP委員会				
荻野洋一	森 志朗				
青少年交換委員	財団補助金・VTT委員会				
能勢健一					
財団補助金・VTT委員					

ロータリー世界平和フェローのカウンセラー  
 交換学生ホストファミリー  
 米山奨学生カウンセラー

1999.4～00.3	2002.4～03.3	2003.1～04.1	2005.4～06.3	2007.4～08.3
カウンセラー	カウンセラー	ホストファミリー	カウンセラー	カウンセラー
和田ヒロ子	井上法永	土屋義行家 大矢辰典家 和田ヒロ子家 米山美代子家	村松トキ子	村松マユミ
米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生	米山奨学生
ソコロワ・アリーナ (ロシア)	劉志華(中国)	ナターシャ・サントス (ブラジル)	左芝慧(中国)	呉紅(中国)
2007.9～	2009.4～10.3	2012.4～13.3	2012.8～13.8	2015.7～16.6
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
土屋義行	上野容子	八木 靖	川名宣之家 石井卓家 山田幹男家 花上滋家	土屋義行
ロータリー世界平和 フェロー(英国留学)	米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生
渡部はなこ 〈ブラッドフォード大学〉	金 山月(中国)	エマニエル (コートジボワール)	ロムロ・フェルナンデス (ブラジル)	金 南紀(韓国)
2017.4～18.3	2019.5～21.3	2021.4～22.3	2023.4～24.3	2024.8～25.8
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
関原敏文	葛籠貫京子	井 寛明	新川 勉	荻野洋一
				ホストファミリー
				関原敏文家 関原幹男家 米山モエミ家
米山奨学生	米山奨学生	米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)
マハルジャン・サビン (ネパール)	劉 夢亭(中国)	シュレスト・アユム (ネパール)	陳 致奎(韓国)	ユン・イースウー (台湾)
2025.4～26.3	2025.8～26.7			
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
白井欽一	能勢健一			
米山奨学生	青少年交換プログラム 〈派遣学生(フランス)〉			
朱 嘉和(中国)	石田七彩			



# 1. ロータリー財団寄付の認証

## ポール・ハリス・フェロー ※ 年次プログラム基金への寄付(年次寄付)

現会員	荻野洋一	立脇孝二	能勢健一	花上 滋	松澤修身	三竹厚行	森 志朗	
退会会員	足立 進	石射忠夫	伊藤 一	井上良一	石井麗子	井上法永	柿岡守一	神崎英男
現会員								
退会会員	斎藤悦史	村松訓子						

※ 五十音順

## マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

※ ロータリー財団年次寄付累計額が米貨 2,000-9,999 ドルとなった人

※ 1,000 ドル毎に PHF+1 から PHF+8 とする

現会員	松本 豊	春日清則	土屋義行	岩堀美子	岡見 健	佐藤拓也	田口幸一	武藤元秀
	PHF+6	PHF+3	PHF+3	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+2
退会会員	北村正敏	村松マユミ	森 正章	大矢辰典	葛籠貫京子	吉村保典	阿部 洋	内田徳孝
	PHF+3	PHF+3	PHF+3	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+1	PHF+1
現会員	井 寛明	白井欽一	神崎 進	佐藤新也	新川 勉	守屋孝則	山口昌興	山田幹男
	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1
退会会員	遠藤正一	関原敏文	高畑幸夫	難波真奈美	箕浦宏彦	和田ヒロ子		
	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1		
現会員	和田貴樹							
	PHF+1							
退会会員								

※ PHF 順・同 PHF 五十音順

## ベネファクター ※ ロータリー財団恒久基金へ米貨 1,000 ドル以上を無条件で寄付した人

現会員	石井 卓	岡見 健	神崎 進	土屋義行	松本 豊	山口昌興	山田幹男	
退会会員	難波真奈美	吉村保典						

**メジャードナー** ※ ロータリー年次寄付累計額が米貨 10,000 ドルとなった人

石井 卓 (レベル1)

**ポールハリス ソサエティー** ※ ロータリー年度中に年次基金等の寄付合計が 1000 ドル以上となる人

松本 豊

**ポリオプラス ソサエティー** ※ ポリオプラス基金に毎年 100 ドル以上寄付する人

現会員	松本 豊
退会会員	難波真奈美

## 2. ロータリー米山記念奨学会特別寄付金の表彰

### 米山功労者

- ※ 個人の特別寄付金累計額が10万円以上に達した人  
 ・10万円毎に第1回から第9回とし、第2回以上は米山功労者マルチプル  
 100万円（第10回）以上に達した人は米山功労者メジャードナーと呼ばれる

1回		2回		3回		4回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
遠藤典孝 荻野洋一 関野耕正 能勢健一 花上 滋 松澤修身 森 志朗	石井麗子 伊藤 一 井上良一 井上法永 大川 隆 大矢辰典 加藤進一郎 柿岡守一 斎藤悦史 菅沼浩一 田羅間寿美子 野上 元 箕浦宏彦 村松訓子	井 寛明 白井欽一 佐藤新也 佐藤拓也 守屋孝則 武藤元秀 和田貴樹	足立 進 阿部 洋 石射忠夫 神崎英男 葛籠貫京子 難波真奈美	岩堀美子 岡見 健 神崎 進 新川 勉 山口昌興 山田幹男	内田徳孝 遠藤正一 関原敏文 高畑幸夫	春日清則 土屋義行	北村正敏 村松マユミ 森 正章
5回		7回		8回		9回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
松本 豊	和田ヒロ子			田口幸一			吉村保典
10回		11回		12回		13回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
石井 卓							

※ 五十音順

### 米山特別功労法人

- ※ 法人名義の特別寄付金累計額が  
 100万円以上となった法人  
 (100万円毎に回数とする)

(株) 武相開発 (2回)

### クラブ創立記念寄付

(1998年11月：10万円)

### 創立10周年記念寄付

(2008年4月：10万円)

### 米山奨学寄付金2千万円達成クラブ表彰

(2021年6月)

### 創立20周年記念寄付

(2018年4月：10万円)

### 創立25周年記念寄付

(2023年4月：5万円)



# 職業分類一覽表

分類数 55 充 填 62%

未充填 38%

職 業 分 類	会 員 名	事 業 所 名
---------	-------	---------

## 商業関係

洋紙卸売業		
果物販売業		
O A 機器販売業		
ガス販売業	佐藤拓也	(有) タイガープロパン
自動車販売業		
畜産業	白井欽一	(有) 白井農産
肉小売業	田口幸一	(株) 肉の田口
衣料品製造販売業		
畜産農業	山口昌興	(有) 清川恵水ポーク
肥料粉小売業	大谷元	(株) 大谷金太郎商事

## 工業関係

自動車販売整備業	立脇孝二	(株) 立脇自動車
看板業	岸野義人	(株) ジャパンアート
機械設備業		
石材業		
精密機械部品製造業		
精密機械製造業		

## 医療・サービス業関係

医療福祉サービス業		
印刷業	井寛明	(株) アイワ
総合病院		
写真映像業		
フードサービス業	荻野洋一	(株) アツギフードサービス
経営コンサルタント業	岡見健	(株) コジマホールディングス
警備業	佐藤新也	共和サービス警備保障(株)
倉庫業	遠藤典孝	(株) サンリー
倉庫運送業	川名貴之	(株) 芙蓉
総合花サービス業		
運転代行業		

# 職業分類一覧表

職業分類	会員名	事業所名
------	-----	------

## 金融・保険関係

損害保険代理業	春日清則	(株)カスガ
保険代理業		

## 建設・開発関係

リフォーム業		
建設業	今井美咲	(株)イマイ
一般建築業	神崎進	(有)神崎工務店
管工事業	松澤修身	(株)新日本工業
建築物解体工事業	木村勇大	ワイクラウド(株)
不動産管理業	武藤元秀	(有)武藤商事
ビル経営	石井卓	(株)アイエスト
ビルメンテナンス業	守屋孝則	(株)モリサービス
不動産取引業	山田幹男	(有)厚英開発
総合土木業	関野耕正	(株)関野工務店
造園土木業		
内装業	森志朗	(株)松陰
総合建築業	松本豊	サンハウス(株)
不動産業(建設・開発)	能勢健一	(株)プラスホーム
不動産管理業	土屋義行	(株)クリスタルソワ
一般土木業	佐藤進一郎	佐藤建設(株)
一般工木造園業	落合康弘	(株)落合組

## 専門職・教育関係

司法書士	花上滋	司法書士 花上滋事務所
保育園経営	岩堀美子	特定非営利活動法人 Ty
行政書士		
税理士	新川勉	新川勉税理士事務所
土地家屋調査士		
弁理士		
弁護士	三竹厚行	三竹法律事務所
幼稚園経営	和田貴樹	(学)厚木和田学園
医者		

# 会務分担表

役 員
-----

会 長	……………	能 勢 健 一
直前会長	……………	山 口 昌 興
副 会 長	……………	和 田 貴 樹
幹 事	……………	今 井 美 咲
会 計	……………	新 川 勉
S A A	……………	土 屋 義 行

理 事
-----

能 勢 健 一 (会長)  
山 口 昌 興 (直前会長)  
白 井 欽 一 (会長エレクト)  
和 田 貴 樹 (副会長)  
今 井 美 咲 (幹事)  
新 川 勉 (会計)  
佐 藤 新 也  
松 澤 修 身  
遠 藤 典 孝  
松 本 豊  
井 寛 明

※ 理事会は上記理事 11 名及び議事録作成人（副幹事）の 12 名で構成する。  
また、SAA は随時召集できるものとする。

---

副 幹 事 …………… 森 志 朗

副 S A A …………… 川 名 貴 之

# 会務分担表

## ＜会員組織委員会＞

この委員会は、会員へのロータリー情報の提供、会員間の親睦に関する活動に責任を持ち、会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。

担当理事 佐藤新也  
委員長 佐藤新也  
副委員長 関野耕正

守屋孝則(会員選考担当)  
大谷元  
落合康弘  
木村勇大  
佐藤進一郎  
山田幹男

## ＜クラブ管理運営委員会＞

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

担当理事 遠藤典孝  
委員長 遠藤典孝  
副委員長 森志朗

石井卓(職業分類担当)  
田口幸一  
立脇孝二  
花上滋  
武藤元秀

## ＜公共イメージ委員会＞

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。

担当理事 松澤修身  
委員長 松澤修身  
副委員長 川名貴之

荻野洋一  
神崎進  
佐藤拓也

## ＜奉仕プロジェクト委員会＞

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施する。

担当理事 松本豊  
委員長 松本豊  
副委員長 春日清則

岩堀美子  
臼井欽一  
岸野義人  
和田貴樹

## ＜職業奉仕委員会＞

この委員会は、ロータリーの職業奉仕理念に基づく職業倫理に関する活動に責任を持つ。また、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施する。

担当理事 井寛明  
委員長 井寛明  
副委員長 新川勉

岡見健  
三竹厚行  
山口昌興

# 会 長 方 針

会 長 能 勢 健 一



『 共感が、インパクトを生む一年 』

## 基本方針

### 1. 共感を育む親睦の実現

例会や行事を単なる出席の場ではなく、会員が安心して参加できる「居場所」とする。ロータリー活動を楽しめる雰囲気づくりを大切に、会員同士が互いを理解し合い、自然と会話が生まれる関係性を築く。新会員が早期に溶け込み、例会に来ることが楽しみになるクラブを目指すことで、クラブ内に前向きな変化を生み出す。

### 2. 継続可能な奉仕活動の推進

単年度の事業で終わらない活動を目指し、地域に根付き、次年度以降も続く仕組みづくりを行う。地域社会への奉仕活動に加え、青少年奉仕・国際奉仕を継続し、支援の積み重ねによって人や地域の未来に寄与する活動を大切にする。活動をいくつかに絞り、無理なく継続できる形で関わることで、変化を一過性で終わらせず、地域と世界の双方にインパクトを残す。

### 3. 未来へつながるクラブ運営

30周年を見据え、若い世代や新会員が関わりやすい環境を整える。会員満足度の向上を第一とし、その結果として自然な会員増強につなげる。クラブの文化と活動を次世代へ継承し、持続可能なクラブづくりを目指す。

## 具体的な施策

### 1. 親睦・会員満足度向上

- \* 新会員メンター制度の導入
- \* 会員卓話（職業紹介卓話）の充実
- \* 家族例会・親睦事業の実施
- \* 例会後の交流時間の確保
- \* 出席しやすい例会運営の工夫

### 3. 30周年に向けた基盤整備

- \* 活動記録・写真・広報の整理
- \* ホームページ・SNSによる発信強化
- \* 若手会員への役割付与
- \* 内規・細則等資料の整備

### 2. 地域社会および国際社会への継続奉仕

- \* 高齢者向け支援（デジタル支援など）
- \* ユニバーサル野球への継続参加
- \* 青少年との交流・育成事業
- \* 国際奉仕活動の継続支援

## 幹事計画

幹事 今井美咲

副幹事 森 志朗



### 方針

会長方針「共感が、インパクトを生む一年」を実現するため、円滑で温かみのあるクラブ運営を理想に、会員同士と活動をつなぐ基盤を整える。

### <活動内容>

1. 楽しく明るい例会運営を心掛け、会員が安心して参加できる環境を整備する。
2. 会員間のコミュニケーションを促進するため、正確かつ適切な情報共有を行う。
3. 各委員会および事業の進行がより円滑になるよう連携および調整を的確に行う。
4. 会員一人一人の意見や提案を尊重し、クラブ運営の活性化を図る。

## 会 場 監 督

(S e r g e a n t - A t - A r m s)

S A A 土屋義行  
副 SAA 川名貴之

### 方針

能勢会長の方針のもと

ロータリアンである前に  
一社会人として、一人間として  
最低限のルールとマナーを持って学びの心で例会に参加し  
会員相互の融和と理解をもって  
会員が自分の居場所づくりができるよう  
例会場の雰囲気づくりを目指す

### <活動内容>

1. 例会服装の理解推進 [ネクタイ・バッヂ着用等]
2. 例会の円滑な進行の推進 [欠席連絡・時間の管理等]
3. 緊張感・融和感・親近感の例会推進  
[楽しく和やかな中にも、静粛等大人としての緊張感を]
4. 例会場の配席食事の数量管理  
[欠席連絡の徹底によるフードロスの削減]

# ク ラ ブ 会 計

会 計 新 川 勉

## 方針

クラブ会計は正確な会計処理に基づき、会長・幹事及び理事会がクラブ財政を正確に把握出来るよう厳正な会計処理を行う。

## <活動内容>

1. 年次予算の作成及び7月1日より12月31日に至る前期ならびに1月1日より6月30日に至る後期に係る財務管理を行う。
2. 財政状況につき必要のある場合はその都度理事会に報告する。
3. 会計処理はすべて細則8条に基づき行う。
4. 前期終了後会計処理の報告を理事会にて行う。また年度末決算の会計処理の報告を会計監査後理事会にて行い、理事会の承認後に例会にて報告する。

## 会員組織委員会

委員長	佐藤新也	会員選考担当	守屋孝則
副委員長	関野耕正		大谷 元 落合康弘 木村勇大 佐藤進一郎 山田幹男

### 方針

会員同士が互いを理解し合い、安心して参加できる環境を整えることで、クラブへの帰属意識と満足度を高める。共感を起点とした関係づくりにより、退会防止と活力ある組織運営を実現する。

### <活動内容>

1. 家族例会や親睦事業を通じて関係性を深め、「参加することが楽しみになるクラブ」を実現する。
2. メンター制度を取り入れや交流機会の充実を通じて、新会員が早期にクラブへ溶け込み、主体的に活動できる環境を整える。継続的なフォローにより、将来のクラブを担う人材の育成につなげる。
3. 親睦と参加しやすさを重視した魅力ある例会運営と活動を通じて、「参加したくなるクラブ」を実現し会員の出席率向上を図る。その結果として、会員自身がクラブの魅力を実感し発信できる状態をつくることで紹介による自然な会員増強へとつなげる。

## クラブ管理運営委員会

委員長	遠藤 典孝	職業分類担当	石井 卓
副委員長	森 志朗		田口 幸一
			立脇 孝二
			花上 滋
			武藤 元秀

### 方針

クラブ運営を円滑に行うため、具体的な活動内容について共有しサポートします。  
今年度の会長テーマである「共感が、インパクトを生む一年」に基づき、独創性のある  
クラブ管理運営委員会の活動に努めます。

### <活動内容>

1. 例会に参加し易い環境づくりに努めます。
2. 会長・幹事のサポートに努めます。
3. 定款・細則の理解促進に努めます。
4. 他の委員会と連携しサポートに努めます。

## 公共イメージ委員会

委員長	松澤修身	荻野洋一
副委員長	川名貴之	神崎進 佐藤拓也

### 方針

ホームページ、SNS、刊行物での発信はもとより、会員の活動や地域社会への活動参加などにも積極的に参加し公共イメージを向上させる。

また、RI 会長が掲げるテーマ『持続可能なインパクトを生み出そう』を実践することにより社会への認知度を高めていく。

### <活動内容>

1. 地域メディアとの関係を築き、積極的に活動を伝えていく。ロータリークラブの活動を、会員目線ではなく一般の方にも分かりやすく伝え活動内容を発信する。
2. ロータリークラブ広報用ポスター等を活用し、視覚的にロータリークラブの活動を周知するように努める。
3. クラブの IT 化を推進し、広報活動を支援する。
4. 少年野球大会や柔道大会の協賛及び献血活動を通じて地域アピールに努める。
5. 各月例会において『ロータリーの友』掲載記事を紹介する。

## 奉仕プロジェクト委員会

委員長 松本 豊

副委員長 春日 清則

岩堀美子  
臼井欽一  
岸野義人  
和田貴樹

### 方針

能勢会長の会長方針「継続可能な奉仕活動の推進」に基づき、クラブの奉仕活動について一層のインスパイアを目指す。既に我がクラブの奉仕プロジェクトはインパクトのある活動として高く評価をいただいております、今年度も継続的に活動を実践していくとともに30周年に繋がる成果を目指す。

### <活動内容>

1. 各種団体への協賛、ラオス国際奉仕、ウルトラ・ユニバーサル野球参加、献血活動等への支援とともに、会長方針に基づき地域社会にインパクトを与える活動を企画実施する。
2. 協賛金支援をしている団体をお招きし、活動について理解する例会を企画。
3. 新会員を中心に多くの会員にプロジェクトへの参加を呼び掛け、奉仕活動について多数の会員の積極的な関与を目指す。
4. 30周年の活動に備え補助金配分事業を地区に申請する。

## 職業奉仕委員会

委員長 井 寛明

副委員長 新川 勉

岡見 健

三竹 厚行

山口 昌興

### 方針

持続可能な奉仕活動を意識した講師例会や会員による職業卓話を実践し、共感を生む充実した楽しい例会を開催する。

### <活動内容>

1. 持続可能な環境を意識した職業卓話の開催
2. 米山奨学会、ロータリー財団への理解を深める例会の開催
3. 企業研修としての移動例会の開催



# 収支予算書

## 一般会計収支予算書

### <収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	200,000	950,000	-750,000	
年会費	10,640,000	11,200,000	-560,000	140,000 円× 38 人× 2 回
来客会費	60,000	60,000	0	3,000 円× 20 人
入会金	150,000	100,000	50,000	50,000 円× 2 人
スマイルより	600,000	400,000	200,000	
雑収入	2,000	100	1,900	利息
収入の部合計	11,652,000	12,710,100	-1,058,100	

### <支出の部 1 >

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
会長幹事担当活動費	900,000	1,020,000	-120,000	※ 1
会員組織委員会	320,000	720,000	-400,000	※ 2
公共イメージ委員会	200,000	300,000	-100,000	※ 3
クラブ管理運営委員会	50,000	70,000	-20,000	
奉仕プロジェクト委員会	420,000	520,000	-100,000	※ 4
職業奉仕委員会	150,000	220,000	-70,000	
会計・スマイル	5,000	5,000	0	
会場監督	5,000	5,000	0	
委員会活動費支出合計	2,050,000	2,860,000	-810,000	

※ 1 協賛金 (少年野球) 50,000 円 + (柔道大会) 50,000 円 + (スキー協会) 50,000 円

+ (ウルトラ・ユニバーサル野球) 50,000 円 + (チャレンジカップ) 50,000 円 + (公開例会) 600,000 円

+ (予備費) 50,000 円

合計 900,000 円

※ 2 (忘年例会) 50,000 円 + (CN 記念例会) 50,000 円 + (年度末例会) 50,000 円 + (団結例会) 50,000 円

+ (宿泊例会) 100,000 円 + (委員会費) 20,000 円

合計 320,000 円

※ 3 (メディア対策費) 180,000 円 + (委員会費) 20,000 円

合計 200,000 円

※ 4 (国際奉仕 300,000 円) + (社会奉仕 100,000 円) + (委員会費 20,000 円)

合計 420,000 円

# 収支予算書

## < 支出の部 2 > 会務運営費

科 目	本年度予算	前年度予算	差額	摘 要	
例会食費	2,918,400	3,148,800	-230,400	2,400 円× 38 人× 40 回× 80%	
来客食費	48,000	48,000	0	2,400 円× 20 人	
会場利用料	132,000	132,000	0	11,000 円× 12 ヶ月	
事務委託費	1,500,000	1,300,000	200,000		
図書及び印刷費	900,000	890,000	10,000	年度計画書+会報	※ 5
通信費	10,000	10,000	0	切手等	
ホームページ維持管理費等	300,000	300,000	0	レンタルサーバー、HP 管理	※ 6
理事会費	60,000	60,000	0		
次年度理事会費	30,000	30,000	0		
地区出向費	50,000	50,000	0	2,000 円× 25 回	
慶弔費	50,000	100,000	-50,000		
交際費	100,000	100,000	0		
贈答費	228,000	240,000	-12,000	会員及び配偶者誕生日プレゼント	
消耗品費	30,000	30,000	0	含文具備品	
事務局記帳代行	60,000	60,000	0		
雑費	20,000	20,000	0		
会務運営費支出合計	6,436,400	6,518,800	-82,400		

※ 5 (会報 430,000 円) + (年度計画書 420,000 円) + (その他 50,000 円)

※ 6 (HP 管理 270,000 円) + (レンタルサーバー 30,000 円)

# 収支予算書

## 一般会計収支予算書

### <支出の部3> 分担金関係

科目	本年度予算	前年度予算	差額	摘要
R I 分担金	487,350	459,200	28,150	85.5\$ × 150 円 × 38 人
ポリオプラス	228,000	224,000	4,000	40\$ × 150 円 × 38 人
ロータリーの友誌	125,400	132,000	-6,600	275 円 × 38 人 × 12 ヶ月
米山奨学金寄付	190,000	200,000	-10,000	2,500 円 × 38 人 × 2 回
地区資金分担金	596,600	628,000	-31,400	15,700 円 × 38 人
地区事業費	220,400	232,000	-11,600	5,800 円 × 38 人
地区大会分担金	286,000	296,000	-10,000	7,000 円 × 38 人 + 晩餐会 20,000 円
CLLS 分担金	96,000	84,000	12,000	8,000 円 × 12 人
新世代助成金	92,500	100,000	-7,500	2,500 円 × 38 人
交換留学生分担金	0	120,000	-120,000	本年度はなし
I M 分担金	380,000	400,000	-20,000	10,000 円 × 38 人
PELS 会費	10,000	10,000	0	
会長幹事会	240,000	360,000	-120,000	10,000 円 × 2 人 × 12 回
次年度会長幹事会	60,000	60,000	0	10,000 円 × 2 人 × 3 回
分担金関係支出合計	3,012,250	3,305,200	-292,950	

	本年度予算	前年度予算案	差額	摘要
支出の部 1	2,050,000	2,860,000	-810,000	
支出の部 2	6,436,400	6,518,800	-82,400	
支出の部 3	3,012,250	3,305,200	-292,950	
予備費	153,350	26,100	127,250	
支出の部合計	11,652,000	12,710,100	-1,058,100	

	本年度予算	前年度予算案	本年度予算との差額	摘要
収入の部合計	11,652,000	12,710,100	-1,058,100	

# 収支予算書

## スマイル会計

### <収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	0	
スマイル	800,000	800,000	0	
雑収入		0	0	利息
収入の部合計	1,800,000	1,800,000	0	

### <支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
一般会計へ	600,000	400,000	200,000	
事業特別基金	400,000	400,000	0	
予備費	800,000	1,000,000	-200,000	
支出の部合計	1,800,000	1,800,000	0	

## 事業特別会計

### <収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	3,091,307	2,685,000	406,307	
スマイルより	400,000	400,000	0	
雑収入	4,000	100	3,900	利息
収入の部合計	3,495,307	3,085,100	410,207	

### <支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
事業特別費	0	0	0	
予備費	3,495,307	3,085,100	410,207	
	0	0	0	
支出の部合計	3,495,307	3,085,100	410,207	



ロータリークラブ

## = 定 款 =

### 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブ理事会の理事
4. 会員 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI: 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 名称

本会は、厚木県中央ロータリークラブとする

### 第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと；
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること；
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること；
- (d) ロータリー財団を支援すること；
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

### 第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

神奈川県厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所内

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

## 第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 会合

### 第1節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
  - (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
  - (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
  - (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
  - (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
    - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
    - (2) 会員の葬儀の場合
    - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
    - (4) 地域社会での武力紛争がある場合
- 理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（c）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（d）の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
  - (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

### 第2節 — その他の会合。

- (a) 役員を選挙し、前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において発表するものとする。
- (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

### 第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

## 第8条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 — 正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員には以下の条件があるものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を持たない

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 - 例外。細則には、第8条第2節および第4-6節に従わない規定を含めることができる。

## 第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

## 第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
  - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
  - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
  - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
  - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
  - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
  - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
  - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第1節(d)(7)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者/パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 — 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

## 第11条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第7節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員とすることができるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミネーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミネーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト・ラーニングセミナーとクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなしたラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4-6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長 (chair) であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書

には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

## 第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

## 第13条 会員身分の存続

第1節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。

理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第3節 — 自動的終結 — RI理事会。RI細則第3.060.節の手続きに従ってRI理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする。

第4節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第5節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の

活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

- (c) 例外。細則は、第13条第5節に従わない規定を含めることができる。

#### 第6節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節（a）項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

#### 第7節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

#### 第8節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されな

かった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第9節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第10節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第11節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第7節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

## 第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 — 政治的テーマの禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、

決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第15条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

## 第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第17条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において推奨されたものとする。  
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有

する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

## 第18条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

## 第19条 改正

第1節 — 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 — 第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI 理事会に意見を提出することができる。

(2026年更新 標準ロータリークラブ定款)



厚木県央ロータリークラブ

## = 細 則 =

第 1 条	理事および役員選挙
第 2 条	理事および理事会
第 3 条	役 員
第 4 条	会 合
第 5 条	入会金、会費および負担金
第 6 条	採決の方法
第 7 条	委 員 会
第 8 条	財 務
第 9 条	会員選挙の方法
第 10 条	決 議
第 11 条	議事の順序
第 12 条	改 正

### 第 1 条 理事および役員選挙

#### 第 1 節 候補者の指名

- (1) 年次総会の 1 カ月前までの例会において、議長である会長は本クラブ内規によって定められた指名委員会に対し次々年度会長候補者及び、次年度理事候補者の指名を求めなければならない。役員理事を除く理事候補者は 5 名以内とする。
- (2) 年次総会の 1 カ月前までの例会において、議長である会長は会長エレクトに対して、次年度副会長、次年度幹事、次年度会計候補者の指名を求めなければならない。

#### 第 2 節 選挙方法

- (1) 指名委員会および会長エレクトより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々投票の過半数を獲得した候補者がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。

選挙された会長候補は、会長ノミネーとなるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長 エレクトとなり、理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

(2) 候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができるものとする。

### 第3節 次年度理事会

(1) 会長エレクトは、選挙された役員および理事に本年度会長を加えて次年度理事会を構成するものとする。

(2) 会長エレクトは、選挙後1週間以内に次年度理事会を開催して、クラブ会員の中から次年度会場監督を務める者を選任しなければならない。

### 第4節 欠員の補充

(1) 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

(2) 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする

## 第2条 理事および理事会

### 第1節 理事会の構成

本クラブの管理主体は本クラブの11名以内の会員より成る理事会とする。理事会は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、他5名以内の理事で構成されるものとする。

### 第2節 議決権

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事および会計は理事に就任し、他5名以内の理事とともに議決権を有する。

## 第3条 役員

### 第1節 役員の構成

本クラブの執行主体は7名の役員とする。役員は会長, 直前会長, 会長エレクト, 副会長, 幹事, 会計, 会場監督 (SAA) とする。

## 第2節 会長の任務

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

## 第3節 会長エレクトの任務

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

## 第4節 副会長の任務

会長不在の場合には本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

## 第5節 幹事の任務

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

## 第6節 会計の任務

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

## 第7節 会場監督の任務

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

## 第 8 節 特別任務

会長は理事会の承認を得て、本条第 3 節から第 7 節に掲げる役員の任務に加え、当該年度の特別任務を定めることができる。

# 第 4 条 会 合

## 第 1 節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年 12 月に開催される。この年次総会において、次々年度会長の選挙および、次年度会長を除く次年度役員および理事の選挙を行う。
- (2) 会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

## 第 2 節 例 会

- (1) 本クラブの例会は金曜日 12 時 30 分に月 2 回以上開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または、例会の取消はすべてクラブの全会員に通告されなければならない。本クラブの会員は、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款の規定によるものでなければならない。
- (2) 会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの例会の定足数とする。

## 第 3 節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー 2 名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。
- (3) 第 2 条 2 節の議決権を有する理事会構成メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金、会費および負担金

### 第1節 入会金

- (1) 入会金は50,000円とし、入会承認後、速やかに納入されるべきものとする。なお、入会金の納入をもって承認の効力が発するものとする。
- (2) 再入会する者は免除できるものとする。
- (3) クラブ会員と同居する親族、または2親等以内の親族で、入会を希望する場合、免除することができるものとする。

### 第2節 会費

- (1) クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。クラブ年会費は年額280,000円とし、毎年2回7月1日および1月1日に納入されるべきものとする。年度の途中に入会した会員の年会費は半年ごとの各支払額を入会日の属する月を含み、月割りした金額（1,000円未満の端数切り上げにより月額24,000円）にて納入する。
- (2) 年度の途中において退会する会員については、退会の直後の納入期日以降の会費を免除する。すでに支払った会費については、返却されないものとする。

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 委員会

### 第1節 委員会の設置

- (1) 会長は理事会の承認の下に次の常設委員会を設置しなければならない。

#### 会員組織委員会

この委員会は、会員へのロータリー情報の提供、会員間の親睦に関する活動に責任を持ち、会員の増

強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。

#### 公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。

#### クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

#### 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施する。

#### 職業奉仕委員会

(1) この委員会は、ロータリーの職業奉仕理念に基づく職業倫理に関する活動に責任を持つ。また、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施する。

(2) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の活動について理事会に報告するものとする。

(3) 会長は理事会の承認の下に常設委員会に対して上記以外の特別任務を付託することができる。

(4) 会長は理事会の承認の下に必要な応じて特別委員会を設けることができる。

(5) 会長は理事会の承認の下に、各委員会に付託された職務を、当該委員会を中心とした当クラブ全体の活動とすることができる。

(6) 会長は、職権上全委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(7) 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会に付託される事項を処理すべきものとする。

(8) 各委員会の活動に継続性を持たせるために、原則として1名または数名の委員が同一の委員会に再任されるかまたは2カ年以上の任期をもって任命されることが望ましい。

## 第8条 財 務

### 第1節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

### 第2節 会計処理

- (1) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて 処理 され なければ ならない。
- (2) 出金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 出金 伝票 に 基づいて、 会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 処理 され なければ ならない。
- (3) 本細則 に 定める ほか、 出金 の 方法、 予算 ・ 決算 の 方法、 支出 が 費目 別 の 限度額 を 超過 する 事態 が 予測 される 場合 の 処理 方法、 スマイル 会計 ・ 事業 特別 会計 の 方法、 会員 が ロータリー の 諸会合 に 出席 する 場合 の クラブ 負担 については 本クラブ 内規 に 定める。

### 第3節 監 査

本クラブ すべて の 会計 事務 については 毎年 1 回 公認 会計士 または 他 の 有資格者 によって 全面的 な 監査 が 行われ なければ ならない。 但し、 理事会 は 有資格者 に 代えて 会員 の 中から 監査 を 行う者 ( 二名 ) を 指名 することができる。

### 第4節 会計年度

本クラブ の 会計 年度 は 7 月 1 日 から 翌年 6 月 30 日 に 至る 1 年 とし、 会費 の 徴収 は これを 7 月 1 日 から 12 月 31 日 に 至る 前期 および 1 月 1 日 から 6 月 30 日 に 至る 後期 に 分け、 それぞれ 毎年 7 月 1 日 および 1 月 1 日 に 行われる もの とする。 分担金 の 支払い は、 毎年 7 月 1 日 および 1 月 1 日 に、 それぞれ 当日 の 本クラブ 会員数 に 基づいて 行われる もの とする。

### 第5節 予 算

各会計 年度 が 始まる 迄に、 理事会 は その 年度 の 収支 予算案 を 作成 し、 または 作成 させ なければ ならない。 その 予算案 は、 理事会 において 承認 された 後に、 各費目 ごとに 支出 の 限度額 と なる。 但し、 理事会 の 議

決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

## 第9条 会員選挙の方法

### 第1節 正会員

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の新会員推薦書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。
- (2) 会員組織委員会は、幹事の指示の下、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査し理事会に報告する。但し当クラブの元会員については調査を省略できる。
- (3) 理事会は、被推薦者がRI定款ならびにクラブ定款に定める会員資格条件、クラブ定款に定める職業分類上の制限、クラブ内規に定める必要条件をすべて満たしていることを確認した後、新会員推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会がこれを承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について推薦者および会員組織委員会委員から説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。なお、この時点で初めて被推薦者に対して被推薦者として例会へのゲスト出席を要請することができるものとする。
- (5) 候補者が承諾した場合、速やかに本人の氏名、職業分類その他、必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送または電子メールで通知されなければならない。
- (6) 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、被推薦者は、細則に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、直後の定例理事会または臨時の理事会において採択に付されるものとする。この採択において、全員の賛成が得られた場合は、被推薦者は細則に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (8) このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証

を発行し、その決定を RI に報告しなければならない。会員組織委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 2 名指名し、発表するものとする。

(9) 会員候補者の資格要件、推薦者の資格要件、告知書の記載事項、その他必要事項を本クラブ内規に定める。

## 第 2 節 名誉会員

(1) 名誉会員に推薦された候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。

(2) 理事会はこれを審査し、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(3) 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名をクラブに発表することについての承諾を求める。

(4) 候補者が承諾した場合、本人の氏名その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。

(5) 告知書が発送されて 7 日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。

(6) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例または臨時の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。

(7) 幹事は当該会員に対して会員証を発行すると共に、その氏名を RI 事務総長に報告する。また、当該会員はクラブ例会において、新会員として正式に紹介される。

## 第 10 条 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第 11 条 議事の順序

開 会  
点 鐘  
四つのテスト唱和  
(国歌斉唱)  
ロータリーソング斉唱  
ゲスト・ビジター紹介  
(食事)  
会長タイム  
幹事報告  
(理事会報告)  
委員会報告  
(ロータリーの友紹介)  
(お祝い行事)  
スマイル発表  
例会プログラム  
出席報告  
点 鐘  
閉 会

## 第 12 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 21 日前に各会員に書面又は電磁的方法にて通知されていなければならない。クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない

注：本細則は、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

(2026 年 5 月 1 日改定)



厚木県央ロータリークラブ

## = 内 規 =

第 1 条	目 的
第 2 条	候補者の指名
第 3 条	役員・理事および理事会
第 4 条	例 会
第 5 条	理事会
第 6 条	会 費
第 7 条	財 務
第 8 条	会員選挙の方法
第 9 条	決 議
第 10 条	雑 則
第 11 条	改 正

### 第 1 条 目 的

本クラブは、定款及び細則を円滑に運営するために、別に厚木県央ロータリークラブ内規を定める。

### 第 2 条 候補者の指名 (細則第 1 条第 1 節補足)

#### 第 1 節

1. 指名委員会は会長・会長エレクト・前 3 代の会長の合計 5 名をもって構成する。但し、前 3 代の会長に欠員がある場合は、順次遡ってその定数まで選出するが、それでも定数に満たない場合は会員の中から会長が指名するものとする。
2. 指名委員会の委員長は会長エレクトが務める。

## 第2節

次々年度会長の指名は、指名委員会が推薦した候補者について協議の上決定する。

## 第3節

指名委員会は、年次総会1カ月前までの例会において、次々年度会長と次年度理事5名以内を選出する為に議長である会長の通告をもって開催され、年次総会による次々年度会長、次年度理事5名以内の選挙によりその任務を終了する。

### 第3条 役員・理事および理事会(細則第2条、3条補足)

#### 第1節 役員

本クラブの役員は次の通りとする。

会長, 直前会長, 会長エレクト, 副会長, 幹事, 会計, 会場監督 (SAA) の7名とする。

#### 第2節 理事

本クラブの理事は次の通りとする。

会長, 直前会長, 会長エレクト, 副会長, 幹事および会計とその他5名以内の理事とする。

#### 第3節 理事会メンバー

本クラブの理事会メンバーは次の通りとする。

第2節の理事とする。なお、理事会は必要に応じて、理事会メンバー以外の会員または、会員以外のオブザーバ出席を要請することができる。

## 第4条 例会（細則第4条第2節補足）

### 第1節

例会日が法定休日に当たる場合は、理事会の議を経て例会を取りやめることができる。

### 第2節

12月31日、1月2日および3日は法定休日に当たらないので、例会を取りやめるには、定款第7条第1節第d項を適用しなければならない。

## 第5条 理事会（細則第4条第3節補足）

### 第1節

定例理事会の主たる議題は、担当理事より一週間前迄に幹事に文書により報告しなければならない。

### 第2節

定例理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告をもって行う。

### 第3節

臨時理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告を原則とするが、緊急の場合は電話または口頭で主たる議題を告知し、召集することができる。

### 第4節

万やむを得ない緊急の議事については、電話または口頭で議決を得ることができるが後日正規の手続きを経て召集された理事会で、改めて追認を得なければならない。

### 第5節

本条において、ファクシミリによる文書、および電子メールによる文書は、文書として扱われるものとする。

## 第6条 会費(細則第5条第2節補足)

### 第1節

細則第5条第2節に掲げる会費の内訳は次の通りである。

#### (1) 会 費

#### (2) RI および地区分担金

人頭分担金、地区資金、地区活動資金、地区大会分担金、ガバナー月信、ロータリーの友、GSE 分担金、規定審議会分担金

#### (3) 個人別分担金

ロータリー米山奨学金普通寄付

#### (4) 食 費

### 第2節

7月1日または1月1日より始まる半期の途中で入会した場合は、入会した月初より計算した第1節の会費等を徴収する。

## 第7条 財務(細則第8条補足)

### 第1節

委員会費の出金は1担当理事(または委員長)、2幹事、3会計の署名が、その他の出金は1会長、2幹事、3会計の署名が必要である。

### 第2節

(1) 予算および決算は理事会で承認を受けた後、本クラブ会員に報告する。

(2) 予算および決算の報告は、原則として7月中に行うものとする。

### 第3節

- (1) 支出が、予算にて定められた費目別の限度額を超過する事態が予測される場合は、理事会の議を経て、予備費から支出することができる。
- (2) 支出が、予算に定められた費目別の限度額を大幅に超過する事態が予測される場合は、速やかに補正予算を組み直して、理事会の承認を受けた後、例会で会員に報告する。

### 第4節

本クラブの会計は一般会計、スマイル会計(奉仕特別会計)および、事業特別会計とする。

### 第5節

- (1) 委員会の活動資金はスマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる
- (2) 公開例会資金は、スマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる。
- (3) 事業特別会計の資金としてスマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる。

### 第6節

- (1) スマイル会計(奉仕特別会計)の支出予算は、原則として前年度のスマイル会計(奉仕特別会計)の収入総額を限度として算定する。
- (2) 理事会の承認を得て、災害援助、ロータリー財団およびロータリー米山記念奨学会などの奉仕活動のために、特別な募金を行うことができる。これらの特別な目的のための募金の収支は、スマイル会計(奉仕特別会計)に含める。

### 第7節

理事会の議を経て、その他の特別な目的のための募金を行うことができる。

### 第8節

記念事業および特別事業は事業特別会計によって賄うものとする。事業特別会計は事業内容別とし、その

事業が終了するまで繰越することができる。

## 第9節

本クラブを代表して、会員がロータリーの諸会合に出席する場合、理事会の承認を得て、その費用をクラブが負担することができる。

## 第8条 会員選挙の方法（細則第9条補足）

### 第1節

次の条件を満たすことを推薦者が保証した候補者についてのみ、会員選挙の手続きが進められるものとする。なお、下記に示す出席率は、手続きを進めるにあたっての必要条件であって、会員として十分な条件を示すものではない。

- (1) 各年度の半期に、メイク・アップを含めて50%以上出席できる者
- (2) 各年度の半期に、ホームクラブに25%以上出席できる者
- (3) 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者
- (4) 事業上の裁量権を有する者

### 第2節

- (1) 入会候補者の推薦者は2名以上とし、そのうちの1名は本クラブ入会后3年以上を経過した会員であることが望ましい。推薦者は入会候補者を熟知している者でなければならない。
- (2) 推薦者は入会候補者に対し会員組織委員会によりロータリー教育セミナーを行い、ロータリーの規約と義務活動を理解してもらわなければならない。
- (3) 新会員の承認には別紙（会員選挙の流れ）の過程をふまなければならない。

### 第3節

- (1) 候補者の告知書には、細則で定められた事項のほか、本人の略歴、生年月日、事業所名、住所、推薦者名（2

名)を記載するものとする。

(2) 会員選挙に当たって、明確な理由による反対がある場合は、細則の規定によつてのみ異議を申し立てることができる。

#### 第4節

推薦者以外の第三者が、一旦提出された会員推薦申込書の効力を失効させることはできない。

#### 第5節

名誉会員の会員選挙は、会員選考委員会による審査とロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明を省略することができる。

### 第9条 決議(細則第10条補足)

#### 第1節

当クラブの活動予定及び例会予定・予算支出等は必ず理事会議案書(別紙)をもって理事会の承認を得なければならない。なお、活動内容、例会内容は議案書へ記されるべきものとする。

#### 第2節

委員会活動を含めた全ての新規事業は、理事会の承認を得なければ実行することができない

#### 第3節

当初予算編成時に計上していない支出が発生した場合は、理事会の承認を得なければ支出することができない。

#### 第4節

理事会の決議事項は議事録に記録されなければならない。また、理事会の決議事項は速やかに会員に報告されなければならない。

## 第5節

議案書および議事録は10年間保管しておかなければならない。

## 第10条 雑 則

### 第1節 メイク・アップ

メイク・アップの場合は訪問クラブ・日時・名称を記載した書類を幹事に報告すること。又、他クラブにメイク・アップをする場合は、報告をして行くこと。

### 第2節 欠席の連絡

前もって例会欠席が判っている時は、例会前日の正午までに会場監督（SAA）または副会場監督（副SAA）へ連絡すること。

尚、当日の急な欠席も同様に連絡する。

## 第11条 改 正

本内規は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、このような改正案の予告は当該例会の少なくとも21日前に各会員に書面又は電磁的方法にて通知されていなければならない。クラブ定款およびクラブ細則と矛盾または違反する改正または条項追加を本内規に対して行うことはできない。

(2025年7月1日改定)

# 慶慶弔及び各種記念品規定

## 第1条 目的

本規定は、本クラブ会員、家族および本クラブ縁故者の慶弔に関して定めたものである。

## 第2条 適用

1. 慶弔に関する事実が予め確定している場合および 慶弔に関する事実が発生した場合、社会通念上、慶弔規定を実施するにふさわしい時期に適用する。
2. 当該会員、家族またはその事実を知った他の会員からの届け出があった場合、または、何らかの方法でその事実を理事会が知り得た場合に適用する。

## 第3条 実施

前条によって理事会がその事実を知った場合、理事会は速やかに第4条によって定められた区分に従って、至近の例会を通じ、あるいは、慶弔の事実が発生した場所に赴いて、これを実施しなければならない。

## 第4条 区分

### 第1節 慶事

1. 会員の結婚祝い 祝金 30,000円
2. 会員の第1子誕生祝い祝金 10,000円
3. 会員の第2子以降誕生祝い祝金 5,000円
4. 会員の喜寿（77歳のお祝）記念品
5. 会員の傘寿（80歳のお祝）記念品
6. 会員の米寿（88歳のお祝）記念品
7. 会員の卒寿（90歳のお祝）記念品
8. 会員の白寿（99歳のお祝）記念品
9. 会員の百賀（100歳のお祝）記念品

### 第2節 弔事

1. 会員の死亡した場合 生花一基及び3万円
2. 会員の配偶者死亡の場合 生花一基及び2万円

3. 会員の親又は、子供死亡の場合 生花一基及び1万円
4. 会員の配偶者の親死亡の場合 1万円
5. 弔事の連絡は幹事から会員へ連絡する。  
但し遺族から申し出があった場合は連絡は行わない。
6. 厚木3クラブ（厚木・厚木中・本厚木）の会員死亡の場合  
生花一基及び1万円

### 第3節 見舞い

1. 会員の1ヶ月以上の入院 1万円
2. 会員の住居又は事業所が災害にあった場合は、理事会において協議する。

### 第4節 各種記念品

1. ゲストスピーカーに対し謝礼として5千円程度の記念品
2. 会員誕生日 例会場で3千円程度の金品贈呈
3. 会員の配偶者等誕生日 自宅宛へ3千円程度の金品贈呈
4. 直前会長 7月の第一例会でダイヤ入りバッチと花束贈呈
5. 直前幹事 7月の第一例会でルビー入りバッチと花束贈呈
6. 会長・幹事 任務満了の時理事会の議を経て記念品贈呈
7. 連続出席会員 7月の第3例会で記念品贈呈
8. 退会 クラブ定款による10年以上在籍の退会者には1万円程度の記念品贈呈
9. 会員の開店及び事業所開設等お祝い事が発生した場合、必要に応じて理事会においてお祝い金等を決定することが出来る。
10. その他 国家及び、RI・地区より表彰を受けたとき、又は、RI・地区役員の任期を満了した時等は、理事会の議を経て記念品を贈呈する。

### 第5条 改正

この慶弔及び各種記念品規定は理事会の議を経て改正することができる。

# 連続出席表彰規定

## 第1条

メイク・アップを含んで、そのロータリー年度全ての例会に出席した場合、これを1年間連続出席として過去の連続出席記録に加えて表彰する。

## 第2条

ロータリー年度の中で入会した場合、メイク・アップを含んで、全ての例会に出席し、入会後の例会が全例会数の60%を超えるものは、1年間連続出席とみなす。

## 第3条

他のクラブに在席していた会員が、本クラブ会員になった場合は、他クラブにおける連続出席記録を、これに加算するものとする。

## 第4条

欠席により連続出席が中断された場合は、その翌年度から新たに起算するものとする。

## 第5条

定款および細則によって出席を免除された会員は、本クラブ例会に出席するかメイク・アップその他の方法で出席をうめあわせした場合に限って、本規定の適用を受ける。

## 第6条

この連続出席表彰規定は、理事会の議を経て改正することができる。

# 事務局利用規定

## 第1条

### 第1節

幹事はクラブ管理に関する一般的事務を円滑に処理するために事務局を設置し、これを統括する。

### 第2節

会計は幹事の了解の下に、入出金業務等を事務局に指示することができる。

### 第3節

会長、幹事および会計以外の者は幹事の了解のもと直接事務局に指示することができる。

## 第2条

### 第1節

委員会内部の事務処理、特定の会員間の連絡事項および同好会活動の事務事項などは、委員会または当事者が直接処理し、その業務を事務局に依頼してはならない。

## 第3条

### 第1節

R I ・地区およびグループに関する事項、対外的事項、会員全体に関する告知事項、委員会活動に関する告知・報告事項、例会・クラブ協議会・クラブフォーラムに関する事務事項などに関しては、幹事の指示により、事務局が処理することができる

### 第2節

幹事は報告を受けたあらゆる事務事項を事務局員に通達し、その詳細を熟知させなければならない。

### 第3節

事務局員は幹事より通達された事務事項を整理保存すると共に、会員よりの照会に対処しなければならない。

### 第4節

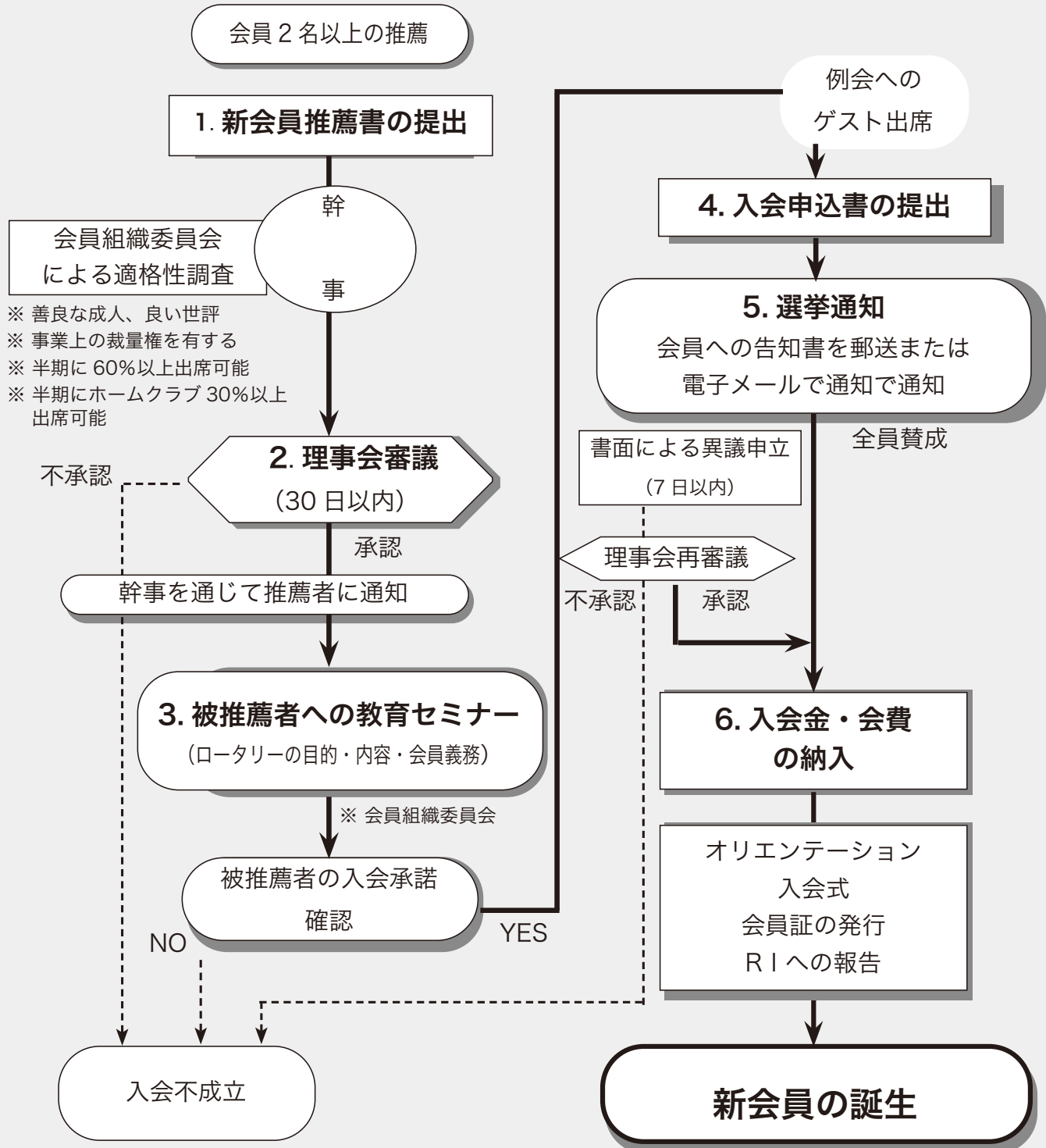
会員は会務運営上必要とする事務事項を、事務局に照会することができる。

## 第4条

この事務局利用規定は、利用クラブ幹事会にて改正し、各クラブ理事会に報告する。

(2018年4月1日改定)

# ＝ 会員選挙の流れ ＝



**Rotary** 

# 年間行事計画

## 7月 行事計画

### 母子の健康月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
3	金	1244	クラブ協議会石川特別代表来訪	会長・幹事	理事会	8 松本 豊	4 遠藤美樹
10	金	1245		クラブ管理運営委員会		13 井 寛明	
17	金	1246		職業奉仕委員会		17 落合康弘	
24	金	1247	団結例会	会員組織委員会		24 森 志朗	
31	金		休会				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 8月 行事計画

### 会員増強・新クラブ結成推進月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
7	金	1248	ガバナー補佐来訪	会長・幹事	理事会	23 春日清則	10 川名亜紀
9	日		少年野球			28 岩堀美子	15 山口和代
14	金		休会（お盆）				17 立脇美沙子
21	金	1249		奉仕プロジェクト委員会			28 白井エミリー
28	金	1250	ガバナー公式訪問	会長・幹事			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 年間行事計画

## 9月 行事計画

基本的教育と識字率向上月間 / ロータリーの友月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1251		公共イメージ委員会	理事会	5 木村勇大	14 荻野桂子
11	金	1252	宿泊例会	会員組織委員会		22 佐藤進一郎	
18	金	1253		会長・幹事			
25	金		休会				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 10月 行事計画

米山月間 / 地域社会の経済発展月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
2	金	1254		クラブ管理運営委員会	理事会	17 荻野洋一	11 田口朋子
8	木		RC 野球大会			17 大谷 元	
9	金		休会			19 山口昌興	
10	土		地区大会		鎌倉パークホテル	20 立脇孝二	
11	日		地区大会		鎌倉芸術館	20 関野耕正	
11	日		鮎祭り早朝清掃				
11	日		柔道大会選手権大会				
16	金	1255		職業奉仕委員会			
24	土	1256	献血活動例会	奉仕プロジェクト委員会			
30	金		休会				

Memo

.....

.....

.....

# 年間行事計画

## 11月 行事計画

### ロータリー財団月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
6	金	1257		公共イメージ委員会	理事会	9 花上 滋	8 神崎澄子
13	金	1258	チャーターナイト記念例会	会員組織委員会	会長幹事会	10 松澤修身	29 和田まゆみ
20	金	1259		奉仕プロジェクト委員会		25 石井 卓	
21	土		ウルトラ・ユニバーサル野球大会準々決勝		シミズオクト(高田馬場)	28 佐藤拓也	
22	日		ウルトラ・ユニバーサル野球大会準々決勝		シミズオクト(高田馬場)		
23	月		ウルトラ・ユニバーサル野球大会準々決勝		シミズオクト(高田馬場)		
27	金	1260		職業奉仕委員会			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

## 12月 行事計画

### 疾病予防と治療月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1261	クラブ協議会・年次総会	指名委員会	理事会	1 今井美咲	2 石井美佐
11	金	1262		会長・幹事		20 白井欽一	6 新川喜恵子
12	土		チャレンジカップ				8 佐藤美恵
13	日		チャレンジカップ				13 佐藤真紀
18	金	1263	クリスマス例会	会員組織委員会			
19	土		ウルトラ・ユニバーサル野球大会準決勝		横浜市役所アトリウム		
20	日		ウルトラ・ユニバーサル野球大会決勝		横浜市役所アトリウム		
25	金		休会				

Memo

.....

.....

.....

# 年間行事計画

## 1月 行事計画 職業奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	金		休会（正月）			6 岸野義人	25 能勢優子
8	金	1264		クラブ管理運営委員会	理事会	7 川名貴之	
12	火	1265	厚木4クラブ賀詞交歓会	会長・幹事		11 佐藤新也	
15	金		休会			21 土屋義行	
22	金	1266		会員組織委員会			
29	金	1267		職業奉仕委員会			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 2月 行事計画 平和構築と紛争予防月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1268		公共イメージ委員会	理事会	27 岡見 健	11 関野あゆみ
12	金		休会（祝日の間）				20 森 円
19	金	1269		奉仕プロジェクト委員会			
26	金	1270		会長・幹事			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 年間行事計画

## 3月 行事計画

### 水と衛生月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1271		職業奉仕委員会	理事会	12 神崎 進	5 山田紀子
12	金	1272		会長・幹事		14 三竹厚行	6 三竹敏子
19	金	1273		会員組織委員会			19 佐藤加奈
26	金		休会				28 土屋律子

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 4月 行事計画

### 環境月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
2	金	1274	PELS 報告	会長エレクト	理事会	5 田口幸一	2 花上靖子
9	金	1275		奉仕プロジェクト委員会		13 武藤元秀	11 武藤春恵
16	金	1276		クラブ管理運営委員会			13 今井銀河
23	金	1277		会員組織委員会			
30	金		休会 (前日祝日)				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 年間行事計画

## 5月 行事計画 青少年奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
7	金		休会 (GW)			13 守屋孝則	9 井 洋子
14	金	1278		公共イメージ委員会	理事会	16 山田幹男	
21	金	1279	公開例会準備例会	会長・幹事			
22	土		IM	第2780地区第6G	新江の島水族館		
29	土	1280	公開例会	会長・幹事			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 6月 行事計画 ロータリー親睦活動月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1281		職業奉仕委員会	理事会(新旧)	10 新川 勉	7 岡見みどり
11	金		休会			23 和田貴樹	17 春日祐子
18	金	1282	クラブ協議会総括・次年度に向けて	会長幹事・会長エレクト		25 能勢健一	19 守屋さつき
25	金	1283	年度末例会	会員組織委員会		25 遠藤典孝	

Memo

.....

.....

.....


.....


.....


.....


.....


## 会員名簿

 <b>井 寛明</b> <small>い い ひろあき</small>	職業分類	印刷業	入会	2006年8月11日
	事業所	(株)アイワ	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0003 厚木市寿町 1-6-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 5154 / FAX 046 (224) 3230		
昭和39年7月13日生				

 <b>石井 卓</b> <small>い しい たかし</small>	職業分類	ビル経営	入会	1998年4月24日
	事業所	(株)アイエスト	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0018 厚木市中町2-5-14 エクセレントシティ本厚木駅前310		
	TEL / FAX			
昭和26年11月25日生				


 <b>今井 美咲</b> <small>い まい みさき</small>	職業分類	建設業	入会	2022年7月1日
	事業所	(株)イマイ	役職	取締役副社長
	所在地	〒243-0032 厚木市恩名4-5-36		
	TEL / FAX	TEL 046 (240) 9160 / FAX 046 (240) 9165		
平成3年12月1日生				


 <b>岩堀 美子</b> <small>い わほり よしこ</small>	職業分類	保育園経営	入会	2004年12月3日
	事業所	特定非営利活動法人 Ty	役職	理事長
	所在地	〒243-0018 厚木市中町3-9-22-1102		
	TEL / FAX	TEL 046 (200) 9445 /		
昭和17年8月28日生				


 <b>臼井 欽一</b> <small>う すい きんいち</small>	職業分類	畜産業	入会	2007年9月7日
	事業所	(有)臼井農産	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0213 厚木市飯山3575		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 7462 / FAX 046 (241) 2584		
昭和37年12月20日生				

 <b>遠藤 典孝</b> えんどう のりたか	職業分類	倉庫業	入会	2021年8月6日
	事業所	(株) サンリー	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野156		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 5505 / FAX 046 (242) 5619		
	昭和47年6月25日生			


 <b>大谷 元</b> おおたに げん	職業分類	肥料粉小売業	入会	2025年11月7日
	事業所	(株) 大谷金太郎商事	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0807 厚木市金田834-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (224) 7363 / FAX 046 (223) 0079		
	昭和43年10月17日生			


 <b>岡見 健</b> おかみ たけし	職業分類	経営コンサルタント業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) コジマホールディングス	役職	代表取締役専務
	所在地	〒243-0018 厚木市中町4-16-21 3F		
	TEL / FAX	TEL 046 (204) 4903 /		
	昭和29年2月27日生			


 <b>荻野 洋一</b> おぎの よういち	職業分類	フードサービス業	入会	2016年8月5日
	事業所	丸花料理お届けセンター	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0004 厚木市水引1-1-28		
	TEL / FAX	TEL 046 (224) 0871 / FAX 046 (224) 4411		
	昭和54年10月17日生			


 <b>落合 康弘</b> おちあい やすひろ	職業分類	一般工木造園業	入会	2025年11月14日
	事業所	(株) 落合組	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0111 愛甲郡清川村宮ヶ瀬971-37		
	TEL / FAX	TEL 046 (288) 2507 / FAX 046 (288) 2504		
	昭和45年7月17日生			


## 会員名簿


 <b>春日 清則</b> かすが きよのり	職業分類	損害保険代理業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) カスガ	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0036 厚木市長谷 677-3-100		
	TEL / FAX	TEL 046 (250) 5012 / FAX 046 (250) 5013		
昭和31年8月23日生				

 <b>川名 貴之</b> かわな たかゆき	職業分類	倉庫運送業	入会	2017年5月19日
	事業所	(株) 芙蓉	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野 450-1		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 1808 / FAX 046 (243) 5788		
昭和46年1月7日生				


 <b>神崎 進</b> かんざき すすむ	職業分類	一般建築業	入会	2009年1月9日
	事業所	(有) 神崎工務店	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野 513-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 1131 / FAX 046 (242) 1194		
昭和26年3月12日生				


 <b>岸野 義人</b> きしの よしひと	職業分類	看板業	入会	2014年4月6日
	事業所	(株) ジャパンアート	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0434 海老名市上郷 4-4-29		
	TEL / FAX	TEL 046 (233) 4864 / FAX 046 (233) 9338		
昭和39年1月6日生				


 <b>木村 勇大</b> きむら ゆうだい	職業分類	建築物解体工事業	入会	2026年1月23日
	事業所	ワイクラウド (株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0217 厚木市三田南 3-9-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (281) 7098 / FAX 046 (281) 7099		
昭和59年9月5日生				

 佐藤進一郎 さとう しんいちろう	職業分類	一般土木業	入会	2025年5月16日
	事業所	佐藤建設(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0307 愛甲郡愛川町半原 3848		
	TEL / FAX	TEL 046 (281) 2482 / FAX 046 (281) 3920		
	昭和46年9月22日生			


 佐藤新也 さとう しんや	職業分類	警備業	入会	2016年5月6日
	事業所	共和サービス警備保障(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0004 厚木市水引 1-2-15 共和ビル		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 5055 / FAX 046 (222) 5070		
	昭和50年1月11日生			


 佐藤拓也 さとう たくや	職業分類	ガス販売業	入会	2012年7月6日
	事業所	(有)タイガープロパン	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0035 厚木市愛甲 2-23-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (240) 0351 / FAX 046 (240) 0352		
	昭和39年11月28日生			


 新川 勉 しんかわ つとむ	職業分類	税理士	入会	2002年8月30日
	事業所	新川勉税理士事務所	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0016 厚木市田村町 9-30 サンモールII 5階		
	TEL / FAX	TEL 046 (297) 3186 / FAX 046 (297) 3187		
	昭和34年6月10日生			


 関野 耕正 せぎの やすまさ	職業分類	総合土木業	入会	2015年6月5日
	事業所	(株)関野工務店	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0005 厚木市松枝 1-7-15		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 2229 / FAX 046 (225) 1128		
	昭和41年10月20日生			


## 会員名簿


 <b>田口 幸一</b> たぐち こういち	職業分類	肉小売業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) 肉の田口	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0004 厚木市水引 1-15-12		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 0822 / FAX 046 (221) 5586		
昭和33年4月5日生				


 <b>立脇 孝二</b> たてわき こうじ	職業分類	自動車修理業	入会	2006年11月10日
	事業所	(株) 立脇自動車	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0032 厚木市恩名 5-19-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 4630 / FAX 046 (223) 2953		
昭和34年10月20日生				


 <b>土屋 義行</b> つちや よしゆき	職業分類	不動産賃貸業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) クリスタルソフ	役職	代表取締役
	所在地	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-34-14		
	TEL / FAX	TEL 03 (3498) 1550 / 046-222-3269 (自宅)		
昭和28年1月21日生				


 <b>能勢 健一</b> のせ けんいち	職業分類	不動産業 建設・開発業	入会	2017年4月7日
	事業所	(株) プラスホーム	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0017 厚木市栄町 1-1-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 4288 / FAX 046 (210) 4303		
昭和44年6月25日生				


 <b>花上 滋</b> はなうえ しげる	職業分類	司法書士	入会	1999年3月12日
	事業所	司法書士 花上 滋 事務所	役職	代表
	所在地	〒243-0004 厚木市水引 1-1-45		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 1744 / FAX 046 (221) 1745		
昭和22年11月9日生				

 松澤 修身 まつざわ おさみ	職業分類	管工事業	入会	2017年2月3日
	事業所	(株)新日本工業	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0212 厚木市及川 2-20-37		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 1128 / FAX 046 (242) 3370		
昭和42年11月10日生				


 松本 豊 まつもと ゆたか	職業分類	総合建築業	入会	2014年12月12日
	事業所	サンハウス(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0015 厚木市南町 27-17		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 8885 / FAX 046 (229) 6194		
昭和35年7月8日生				


 三竹 厚行 みたけ あつゆき	職業分類	弁護士	入会	2012年6月1日
	事業所	三竹法律事務所	役職	代表
	所在地	〒243-0003 厚木市寿町2-1-18 ビズコンフォート本厚木1階02号		
	TEL / FAX	TEL 046 (295) 5755 / FAX 046 (295) 5735		
昭和28年3月14日生				


 武藤 元秀 むとう もとひで	職業分類	不動産管理業	入会	2007年10月12日
	事業所	(有)武藤商事	役職	代表
	所在地	〒252-0027 座間市座間2-2767		
	TEL / FAX	TEL 046 (255) 0264 / FAX 046 (251) 5533		
昭和25年4月13日生				


 森 志朗 もり しろう	職業分類	内装業	入会	2019年3月14日
	事業所	株式会社 松陰	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0201 厚木市上荻野1165-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 8111 / FAX 046 (241) 5406		
昭和44年7月24日生				

## 会員名簿

 <b>守屋 孝則</b> <small>もりや たかのり</small>	職業分類	ビルメンテナンス業	入会	2007年8月10日
	事業所	(株)モリサービス	役職	会長
	所在地	〒243-0021 厚木市岡田 3080-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (220)0501 / FAX 046 (220) 0552		
昭和24年5月13日生				

 <b>山口 昌興</b> <small>やまぐち まさおき</small>	職業分類	畜産農業	入会	2012年10月26日
	事業所	(有)清川恵水パーク	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0112 清川村煤ヶ谷 1913		
	TEL / FAX	TEL 046 (288) 3699 / FAX 046 (288) 1640		
昭和36年10月19日生				

 <b>山田 幹男</b> <small>やまだ みきお</small>	職業分類	不動産売買、仲介、管理業	入会	1998年4月24日
	事業所	(有)厚英開発	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0014 厚木市旭町 1-23-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 3149 / FAX 046 (228) 2941		
昭和23年5月16日生				

 <b>和田 貴樹</b> <small>わだ たかき</small>	職業分類	幼稚園経営	入会	2012年8月24日
	事業所	(学)厚木和田学園	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0032 厚木市恩名 3-11-55		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 2561 / FAX 046 (224) 3001		
昭和34年6月23日生				

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

會員名簿

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

# 會員名簿

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

# 新 会 員 推 薦 書

提出月日          年 月 日

フリガナ 氏 名	様 歳		
事業所名		役職名	
事業所所在地	TEL ..... FAX		
自宅住所	TEL ..... FAX		
推 薦 者 (会員 2 名)			

<職業分類>

<委員長確認>

会員組織委員長サイン

<会長・幹事確認>

会長サイン	幹事サイン
-------	-------

<理事会承認月日>   <全会員承認月日>   <入会金納入月日>

年 月 日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

年 月 日

# 理事会議案書（協議）（審議）

厚木県央ロータリークラブ

提 案 者	
-------	--

議 案 内 容	
例会数	第 回 例会
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分点鐘
開催場所	
テーマ	
例会名	
例会内容	目的  内容
予 算	円
その他	

結 審	・ 可決 ・ 否決（賛成 反対 棄権）・ 継続
備 考	



厚木県央ロータリークラブ